

危機管理マニュアル



日光市立大室小学校

令和7年4月改訂版

日光市立大室小学校 危機管理マニュアル

【目次】

《 基本 》

1 本校の危機管理の基本方針	1 ページ
2 危機管理体制・役割分担	2 ページ
3 緊急時の連絡・対応図・連絡先一覧表・避難経路図	4 ページ
4 施設面における安全確保	7 ページ
5 防犯教育・防犯訓練	8 ページ
6 定期的な巡視	9 ページ
7 日常の来訪者等への対応	9 ページ

《 事例 》

1 生活安全	(1) 防犯	①校内への不審者侵入	10 ページ
		②学校周辺での不審者出没	12 ページ
	(2) 学校管理下の事故	①授業中・校内での活動中の事故	14 ページ
		②校外活動中の事故	16 ページ
	(3) 学校保健・学校給食	①熱中症	18 ページ
		②感染症	20 ページ
		③食物アレルギー	22 ページ
		④学校給食における食中毒	24 ページ
		⑤学校給食等における異物混入	26 ページ
2 交通安全		①登下校中の交通事故（被害）	28 ページ
3 自然災害		①台風	30 ページ
		②大雨による災害	32 ページ
		（土砂災害・浸水害・洪水害）	
		③大雪	34 ページ
		④雷	36 ページ
		⑤突風	38 ページ
		（強風・竜巻・ダウンバースト等）	
		⑥地震	40 ページ
4 新たな危機事象		①弾道ミサイルの発射	43 ページ
		②学校に対する犯罪予告	45 ページ
		③野生動物の出没	47 ページ

I 本校の危機管理の基本方針

(1) 危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

(2) 危機管理の目的

- ① 児童や教職員の命を守る。
- ② 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- ③ 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- ④ 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

(3) 本校の課題

- ① 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- ② 門扉やフェンスがなく、どこからでも学校敷地内に侵入が可能である。
- ③ 学区内が広く、徒步での登下校が多く、距離がある児童もいる。

(4) 課題を補う危機管理体制

- ① 不審者に対する施設上の弱点に対しては、昇降口や玄関等を施錠することによって不審者侵入を防止するとともに、教職員の巡回等を行うことによって危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害防止に努める。
- ② 職員室に在室している者は、来訪者について注意を払う。
- ③ マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も理解し、緊急事態発生時に対応できるよう備える。

(5) 保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- ① 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- ② 学校の情報を発信し、地域とともにある学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- ③ 緊急事態が発生した場合に、保護者や地域の人に快く協力してもらえよう、地域社会の行事等にも参加するよう心掛ける。

2 危機管理体制・役割分担

(1) 危機管理体制組織表と教職員の役割分担

① 日常

担当者	活動内容
管理職 校長・教頭	<p>全体の統括</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 安全教育に関する事項（防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など）◆ 安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など）◆ 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修（*1）や訓練などに関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握◆ PTA、地域社会、関係機関との連携
健康安全部	<ul style="list-style-type: none">◆ 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検◆ 防犯訓練の計画と実施◆ 教職員対象の研修の計画と実施
担任	<ul style="list-style-type: none">◆ 児童に対する防犯教育の実施（通学路での安全、ひなんの家、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等）
救護 養護教諭	<ul style="list-style-type: none">◆ 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握◆ 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成◆ 救急病院の掌握◆ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(*1) 教職員研修

- PTA・保護者・関係機関の連携のもと、次のとおり開催する。
- ◎ マニュアルに基づいた教職員研修（年度当初の職員会議で実施）
 - ◎ 不審者侵入を想定した緊急時の訓練を実施
 - ◎ 応急手当、心肺蘇生法講習会の実施
 - ◎ 危機対応能力等の向上や児童への安全教育を充実させるための研修会の実施

② (緊急時) 出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。

担当者	活動内容
対策本部 校長 教頭 事務職員 3名	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全体の状況把握と必要な指示、掌握 ◆ 校内緊急放送 ◆ 児童の避難の必要性の判断と指示 ◆ 110番・119番通報 ◆ 教育委員会へ支援要請 ◆ 保護者への緊急連絡、保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成 ◆ 報道機関への対応 ◆ 記録
不審者対応 教務主任 専科教諭 用務員 学校支援員 6名	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不審者対応 ◆ 不審者隔離 ◆ 校内巡視 ◆ 事件の情報収集、把握、整理 ◆ 学校や地域の状況の把握
避難・誘導 各クラス担任 教務主任 学校指導助手 講師（非） ALT 22名	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童の人員確認と安全確保 ◆ 放送指示を受けた児童の安全な避難・誘導 ◆ 下校方法決定後の全保護者との連絡 ◆ 児童の安全下校の確認 <p>避難・誘導が完了し、児童の安全確保を確認の上、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む。</p>
負傷者対応 養護教諭 栄養教諭 2名	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 ◆ 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備 ◆ 避難場所での負傷者の有無等の確認と応急手当 ◆ 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 ◆ 負傷者氏名の確認とリスト作成 ◆ 救急車同乗と搬送先からの連絡 ◆ 負傷者と保護者への対応

3 緊急時の連絡・対応図・連絡先一覧表・避難経路図

(1) 緊急時の保護者等への連絡

- ① マチコミメールを利用する。
- ② 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底する。

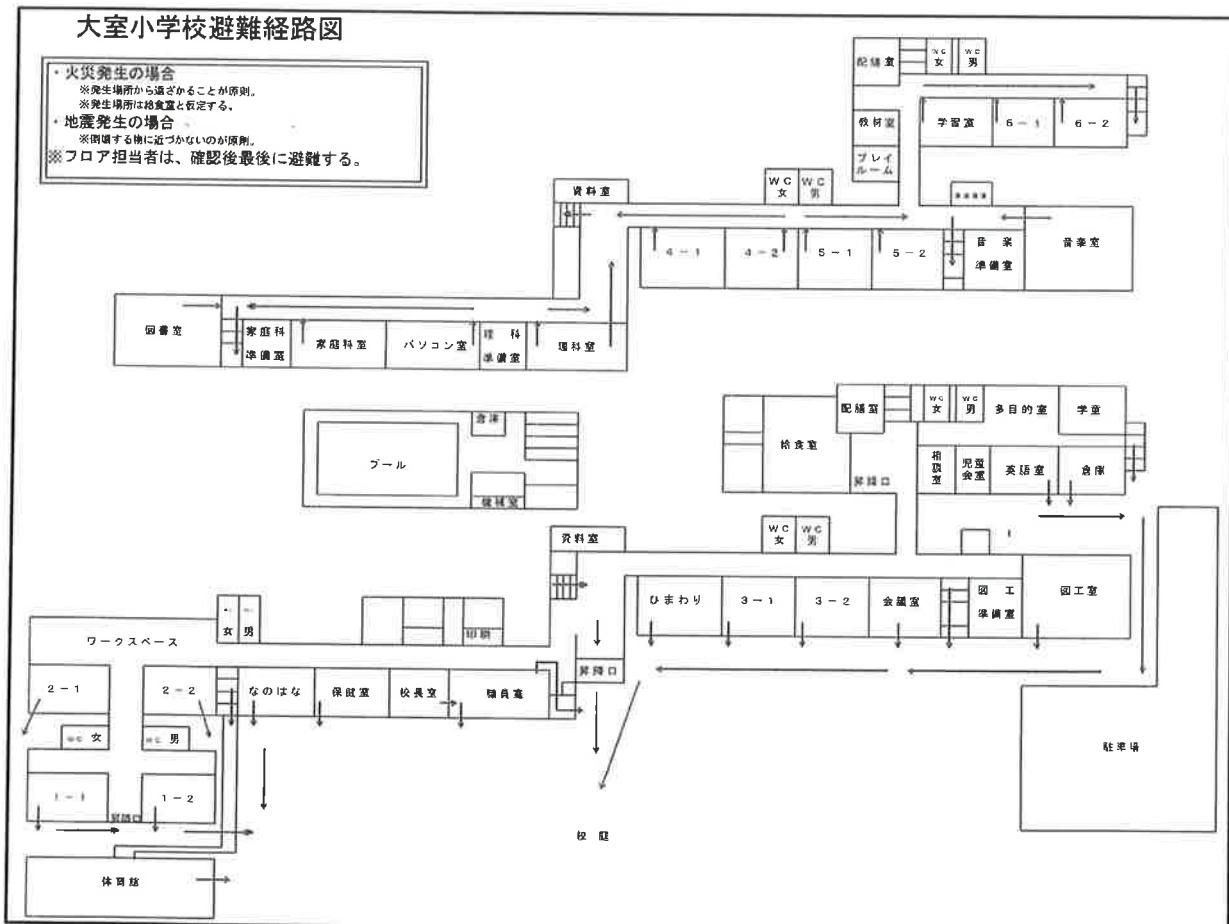
(2) 引き渡し名簿の作成（職員室 教頭管理）

- ① 事前に3名まで登録する。
- ② 非常時には教頭が持ち出す。

(3) 緊急事態発生時の対応図・連絡先一覧表・避難経路図

- ① 避難経路図を全ての教室・部屋に掲示し、児童に指導するとともに、教職員の周知を図る。
- ② 緊急事態発生時の対応図（P以降参照）を作成し、教職員の周知を図るとともに、緊急事態発生時の連絡先一覧表を校長室、職員室、保健室に掲示する。

(4) 避難経路図



(5) 緊急事態発生時の連絡先一覧表

* 通報はあわてず落ち着いて

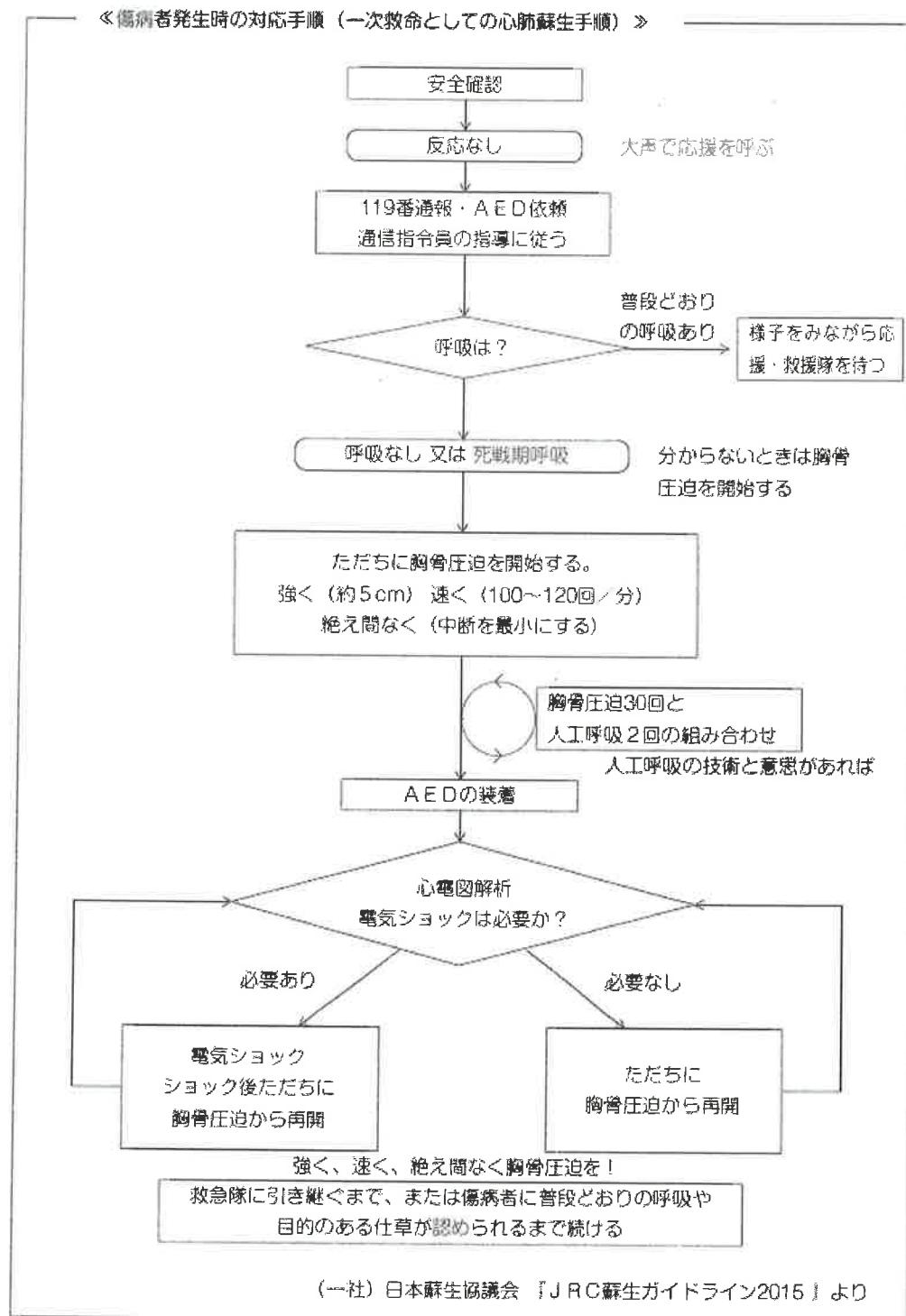
連絡の要点	① 学校名	日光市立大室小学校
	② 学校住所	日光市大室356番地
	③ 電話番号	0288-26-0004
	④ 連絡者の氏名	○○ △△
	⑤ 概要の説明 (簡潔に)	・いつ ・どこで ・何があった ・今どうなっている (被害の状況等)
		・犯人は (人相・車種・逃走方向等)

機関名	電話番号
今市警察署 (緊急時 110番)	0288-23-0110
大沢駅前駐在所	0288-26-0050
日光市消防本部 (緊急時 119番)	0288-21-0016
日光市教育委員会学校教育課 (教育指導・施設)	0288-21-5181 0288-21-5167
上都賀教育事務所	0289-62-7167 0289-62-7168
今市病院 (内科・外科・眼科 他)	0288-22-2200
獨協医科大学 日光医療センター (内科・外科・眼科 他)	0288-23-7000
川上病院 (内科・外科 他)	0288-22-2311
新沢外科 (外科 他)	0288-21-1787
学校医 森 亮善	0288-22-1024
石塚 早男	0288-30-3277
学校眼科医 阿久津 行永	0288-21-0734
学校耳鼻科医 岩瀬 朗子	0288-32-7311
学校歯科医 小林 明美	0288-22-0303
小林 昌史	0288-22-0303
入江 雅之	0288-26-0096
学校薬剤師 高梨 晃一	0288-77-0074
今市健康福祉センター	0288-21-1066

[揭示場所 : 校長室, 職員室, 保健室]

(6) AED の積極的な活用

児童生徒が突然倒れ、反応もはっきりせず、呼吸も普段どおりの呼吸でないか又ははっきりしない場合は、直ちに胸骨圧迫を行い、AED（Automated External Defibrillator／自動体外式除細動器）を積極的に使用する。また、いざという時にAEDの使用を含む心肺蘇生措置を適切に行えるよう、教職員や児童生徒を対象とした訓練や講習会等を開催するとともに、日頃からのAEDを点検管理しておく。



4 施設面における安全確保

(1) 昇降口・玄関等の管理

- ① 登校後通常の授業時は、7時45分に開錠、8時20分に施錠する。
- ② 児童の登校状況を勘案し、安全に十分に配慮する。
- ③ 遅刻した児童は、職員玄関から入れ、各教室に行かせる。
- ④ 授業時・休み時間・給食・清掃時は、必要に応じて昇降口・玄関・体育館等を開錠し、終了後施錠することを原則とする。
- ⑤ 来訪者用に職員玄関に案内掲示をし、カメラ付きインターホンまたはチャイムにて応答する。
- ⑥ 来訪者に用件を聞き、用件終了後退校チェックを行い、退校するのを見届け玄関を施錠する。
- ⑦ 下校時は、児童の下校の際には、教職員が昇降口・玄関を開けて下校させる。

昇降口解錠・施錠について (R7.4.1)

	解錠			施錠			解錠	施錠	解錠	施錠
	6年昇降口	中央昇降口	1年昇降口	6年昇降口	中央昇降口	1年昇降口	給食用通路	給食室通路	職員出退勤口	職員出退勤口
朝	日直	日直	日直	8:20 江連	8:20 江連	8:20 江連			最初に出勤した職員(開けたまま)	8:20 江連
業間	原田	阿久津	吉原	江連	阿久津	池田				退勤者は出たら外から施錠
給食							櫻井	江連		退勤者は出たら外から施錠
昼休み	金澤	阿久津	吉原							退勤者は出たら外から施錠
清掃後				江連	原田	池田				退勤者は出たら外から施錠
下校	原田	阿久津	1年:吉原 2年:江田	江連	阿久津	1年:池田 2年:江田				退勤者は出たら外から施錠
放課後				日直	日直	日直				最終退出者

(2) 安全点検

安全点検係の計画に従い実施し、安全点検係は点検内容を確認し点検内容について報告する。

5 防犯教育・防犯訓練

(1) 防犯教育

① 防犯教育にかかる指導時間と内容

指導時間	指導内容
◎ 体育科「保健領域」	◎ 不審者侵入時の行動
◎ 特別活動	◎ 登下校時の安全
* 関連学習内容があるときには、その他の教科においても防犯について指導する。	◎ 校外学習時の安全 ◎ 帰宅後の行動 ◎ 長期休業中の過ごし方 ◎ 防犯訓練

② 児童への防犯教育実施に際しての留意事項

- ◆ 学校安全計画に基づき実施する。
- ◆ 防犯教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、保護者からの申入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童について配慮が必要な場合は、学年会で相談し、適切に対応する。
- ◆ 通学路等での万一の際の対処のしかた（「いかのおすし」いかない・乗らない・大きな声・すぐ逃げる・知らせる）について指導する。被害にあったり、あいそうになったりした場合は、必ず家人や学校の教職員に話すよう指導する。
- ◆ 「ひなんの家」について指導する。
- ◆ 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、不審な入校者を見かけたら教職員に知らせることや、自分の身が危ないときはすぐに逃げることなどについて指導する。

(2) 防犯訓練

① 防犯訓練実施に際しての留意事項

- ◆ 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練を、年1回以上実施し、応急手当、心肺蘇生法講習会も実施する。
- ◆ 児童を含めて実施する防犯訓練は年1回以上実施し、児童が動搖しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのないように注意する。（恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。）
- ◆ 可能なときは事前に保護者に理解と協力を求めマチコミメールにより引き渡し訓練を行う。

6 定期的な巡視

(1) 校内巡視

通常は、次に掲げる体制で、始業前は登校指導・校内巡視、授業中・放課後は校内巡視を実施し、不測の事態に備える。

- ① 毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに児童の動きに注意を払う。
- ② 巡視中に来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
- ③ 教職員は、笛と携帯電話を携行し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。
- ④ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- ⑤ 不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるよう、日頃から保管場所を把握しておく。

* 校内巡視

- <始業前> 7時45分～ 8時10分（北横断歩道での登校指導を含む）
- <授業中>
- <放課後> {安全点検を含む}

(2) 定期校外巡視等

- ① 夏休み中に、PTA生活安全部・教職員で学区内の通学路の危険箇所点検を実施する。
- ② 下校指導をしながら実施する。
- ③ 「ひなんの家」への協力や「児童の安全安心会議」（1月）を開催により、地域の方々に、登下校中の見守りや児童の安全確保、事故等に関する情報提供の協力依頼をする。

7 日常の来訪者等への対応

(1) 遅刻した児童の場合

遅刻してきた児童については職員玄関から入れ、学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示する。その際、児童と一緒に部外者が入ってこないように状況を確認する。

(2) 来訪者の場合

- ① カメラ付きインターホンで、来訪者の所属、氏名、用件を確認し応対する。
- ② 拳動が不審な場合には、すぐに校長（又は教頭）に連絡し、指示を仰ぐ。
- ③ 保護者についても、来賓玄関での対応を基本とし、カメラ付きインターホンで児童名、学年、組について確認して応対する。

校内への不審者侵入への対応

令和7年4月版

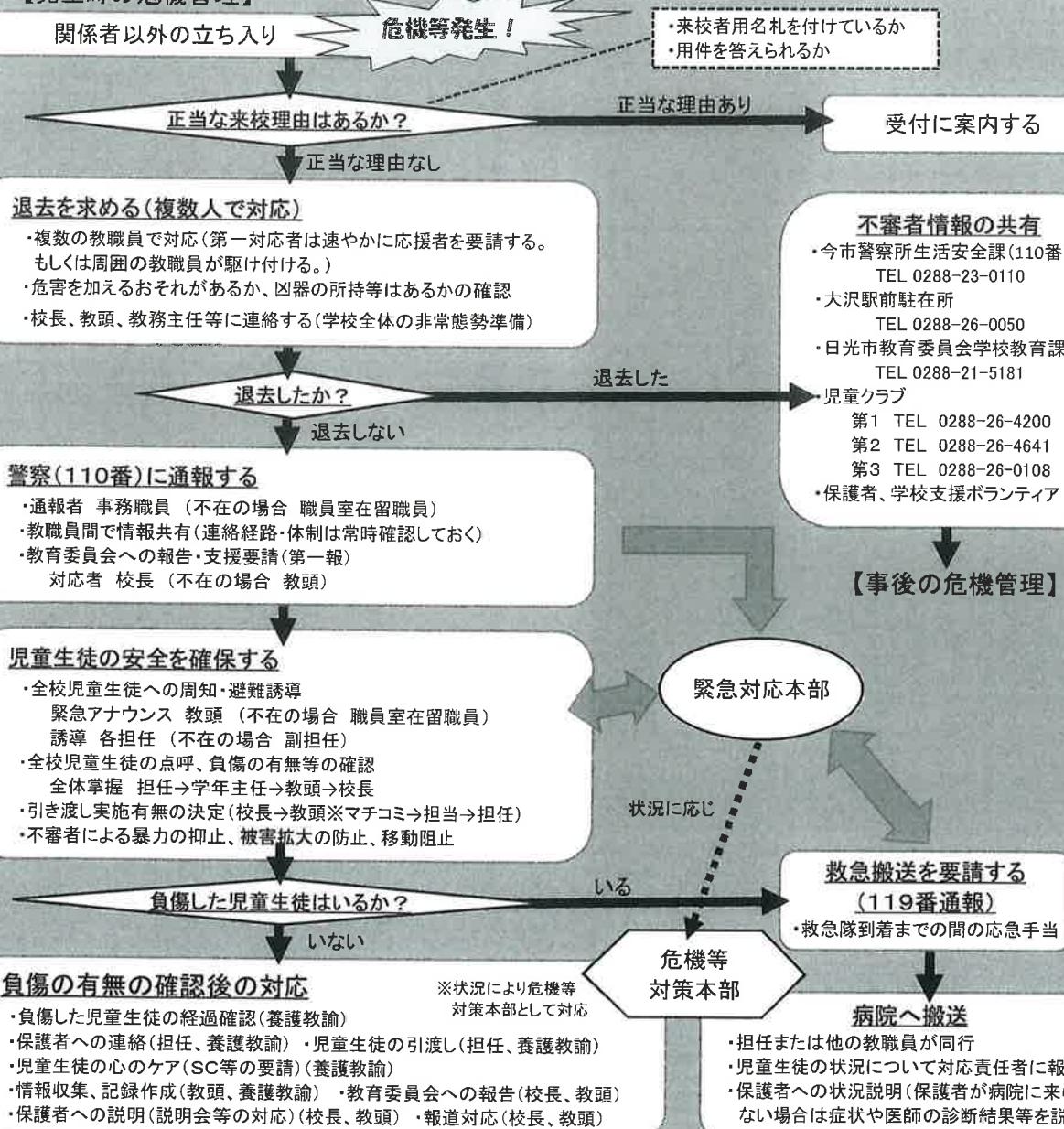
【対応方針】

- 児童生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、児童生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない)。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 防犯カメラの作動確認 来校者用受付簿、名札 校門、昇降口の施錠 防御用設備の点検
- 校内情報伝達体制の整備 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者への引渡しの確認 栃木県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

留意事項(校内への不審者侵入)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	校内情報伝達体制の整備	<p>◆伝達体制、校内放送設備、非常通報装置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察等に助けを求めるための通報手順の訓練をするとともに、設備等の点検を定期的に行い、点検時に設備等の操作方法などを教職員に理解させる。 ○教職員の名札等に笛をつけたり、不審者が侵入したという合図・暗号を決めたりするなど、校内・外への伝達方法を検討する。
	保護者への引渡し方法の確認	<p>◆危機等発生時の引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。 ○場合により、学校で待機する方が安全なこともあるため、どう対応するかは危機管理体制で検討し判断する。
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	負傷者確認後の対応	<p>◆危機等対策本部の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。 ○特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映		<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校周辺での不審者出没への対応

令和7年4月版

【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は児童生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を児童生徒に周知し、児童生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- 校門、昇降口等出入口の施錠 栃木県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認
- 校内情報伝達体制の整備 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者等への引渡し方法確認 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】

学校周辺に不審者情報ありとの第一報

危機等発生！

- ・児童生徒に危害を加える可能性が高いか
- ・凶器を持っている可能性が高いか 等

緊急的な対応が必要か？

不要

必要

学校構内への侵入を防ぐ

- ・校舎の施錠確認及び巡回(校舎鍵開場・施錠担当者※別紙)
- ・不審者を発見、又は侵入を試みる様子がうかがえた場合、警察に通報
　　通報者 事務職員(不在の場合 職員室在留職員)、若しくは発見者
- ・侵入しようとしている現場へ、複数の教職員が急行し多数で対応

緊急対応本部

児童生徒の安全を確保する

- ・全校児童生徒への周知・避難誘導
　　緊急アンテナ 教頭(不在の場合 職員室在留職員)
　　誘導 各担任(不在の場合 副担任)
- ・全校児童生徒の点呼、負傷の有無等の確認
　　全体掌握 担任→学年主任→教頭→校長
- ・引き渡し実施有無の決定(校長→教頭※マチコミ→担当→担任)

負傷した児童生徒はいるか？

いない

状況に応じ

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・救急隊到着までの間の応急手当

危機等
対策本部

病院へ搬送

- ・担任または他の教職員が同行
- ・児童生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

【事後の危機管理】へ

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した児童生徒の経過確認(養護教諭)
- ・保護者への連絡(担任、養護教諭)・児童生徒の引渡し(担任、養護教諭)・児童生徒の心のケア(SC等の要請)(養護教諭)
- ・情報収集、記録作成(教頭、養護教諭)・教育委員会への報告(校長、教頭)・保護者への説明(説明会等の対応)(校長、教頭)
- ・報道対応(校長、教頭)

【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集(逮捕情報等) 関係機関への報告書作成 危機対応の検証
- 繼続的な心のケア 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

留意事項(学校周辺での不審者出没)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	警察、地域ボランティア、保護者との連携協力体制の確認	<p>◆登下校時の安全確保</p> <p>○警察、地域ボランティアや保護者等と連携協力し、日頃から不審者の情報収集体制や不審者が現れた際の体制を整えておく。</p>
	保護者への引渡し方法の確認	<p>◆危機等発生時の引渡し</p> <p>○危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。</p> <p>○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。</p> <p>○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。</p>
発生時の危機管理	緊急対応	<p>◆緊急対応の必要性</p> <p>○児童生徒の身体生命に危害が及ぶ可能性が高いかや凶器を持っているか等により、緊急的な対応の必要性を判断する。</p>
	校内への侵入防止	<p>◆不審者と児童生徒の接触の回避</p> <p>○児童生徒への危害が及ぶことを防ぐためには、校内への侵入を防ぐことであり、門扉の施錠確認や教職員の配置、巡回等を行う。</p>
事後の危機管理	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <p>○警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。</p> <p>○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかる、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
事後の危機管理	負傷者確認後の対応	<p>◆危機等対策本部の設置等</p> <p>○校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。</p> <p>○特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。</p>
	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。</p> <p>○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映		<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

授業中・部活動中の事故への対応

令和7年4月版

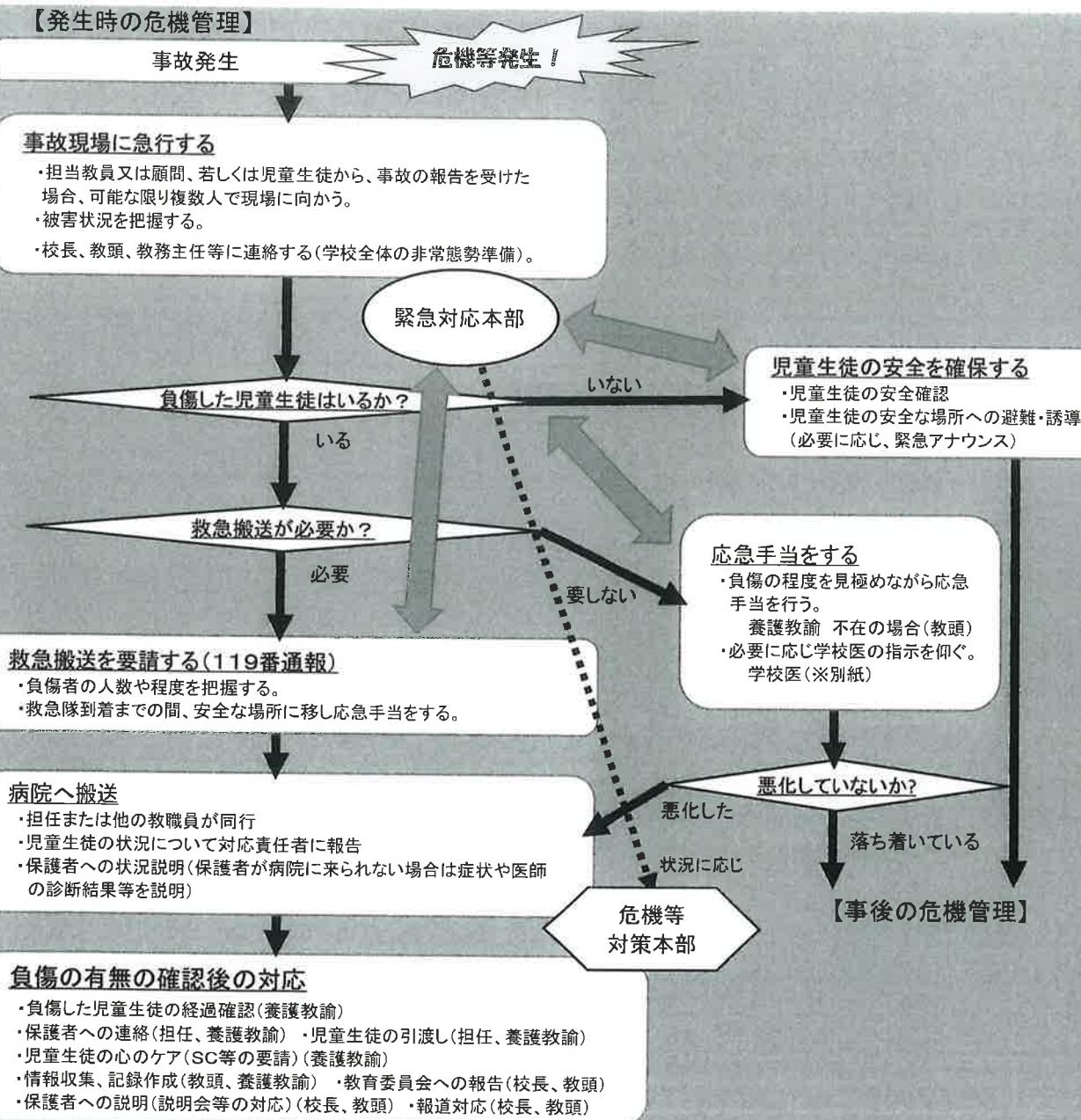
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- AEDの稼働点検 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 繙続的な心のケア 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

留意事項(授業中・部活動中の事故)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	AEDの稼働点検	<p>◆機器稼働の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○AEDが適正に稼働し、使用できるかを点検する。 ○なお、点検と併せてAEDを使用したことがない教職員に対し、操作方法の訓練も行い、誰でも操作が可能ないように備える。(児童生徒にも操作方法を学ばせるよう努める。)
	事故発生時の対応訓練	<p>◆訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員が1人しかいない、児童生徒しかいないなどの場合にも事故は起きる可能性がある。そのような場合にも対応できるよう教職員と児童生徒が一緒に訓練を行うことで、一秒でも早い対応をとれるよう訓練を行う。
発生時の危機管理	事故現場への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業中や部活動中は、教職員が1人しかいない場合が想定される。その際には、他の教室、職員室、事務室など教職員が必ずいるところを指定し、他の教職員に来てもらうよう児童生徒に指示を出す。単に「誰か呼んできて」というような曖昧な指示では、どこに誰を呼びに行けばいいか迷い、時間がかかる可能性があるため、注意する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆状況の把握と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷した人数で重要な事故かどうかを判断せず、負傷者が1人又はいなかった場合でも、事故の内容により重大案件となる可能性があるため、事故の状況の把握に努める。 ○負傷者がいなかった場合に、何の問題もないと自己判断せず、事故発生を校長や教頭に必ず報告する。 ○なお、全校集会などを開催し、児童生徒へ事故の状況を周知し、同様の事故の再発を防ぐようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

校外活動中の事故への対応

令和7年4月版

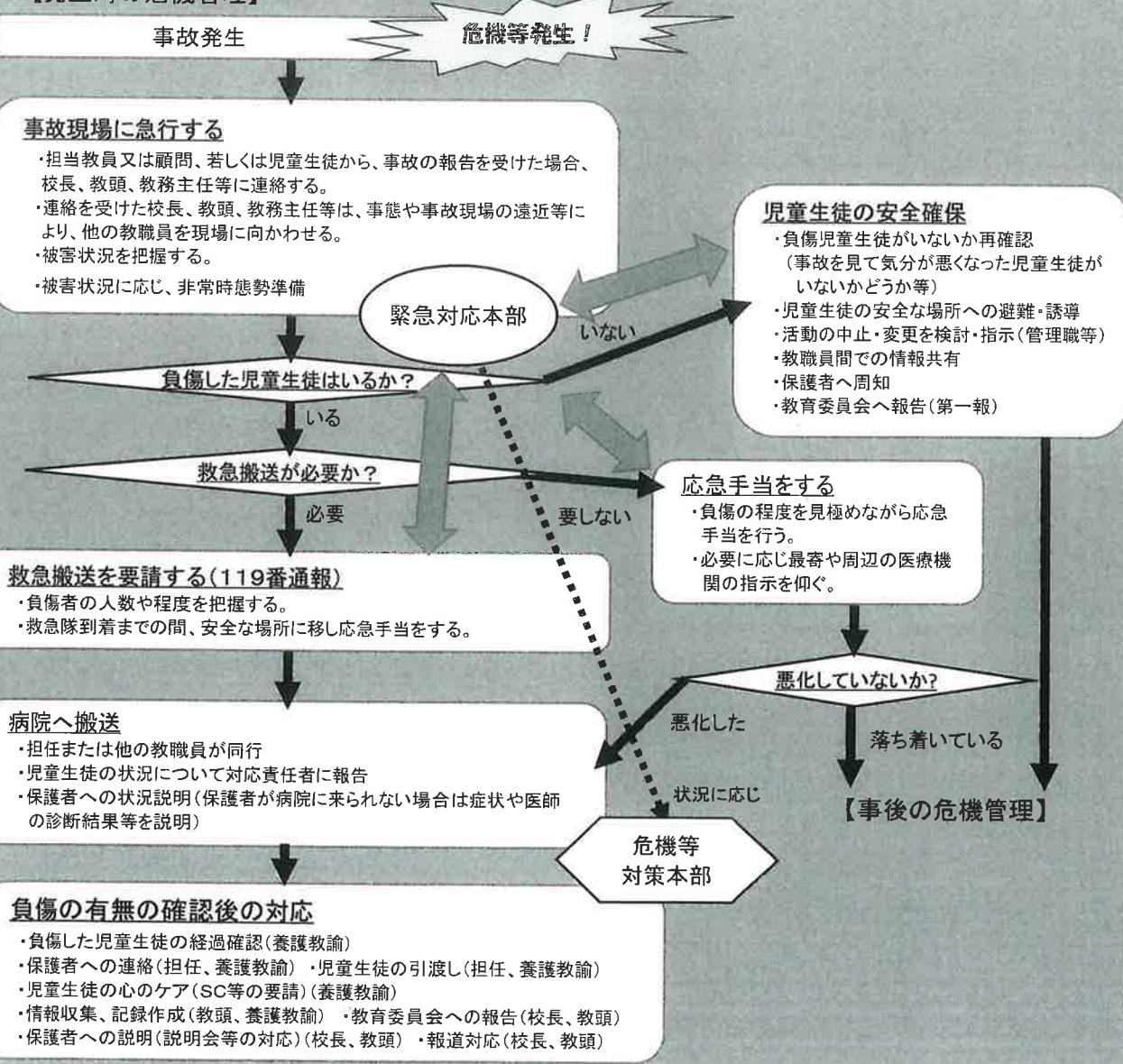
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想がされる場合は中止又は変更を検討
- 学年または全児童生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制(網)を教職員及び保護者間で確認。共有(宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。)
- 道路を集団で歩行する場合には管轄の警察署に申請(マラソン大会、徒歩による遠足等)
- 県立学校管理規則第9条に基づき、教育委員会に承認申請又は届出

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

留意事項(校外活動中の事故)

項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	<p>◆計画の変更・中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外活動中は、学校周辺の気象条件と異なるため、必ず気象条件を確認し安全に校外活動が実施できるか確認する。荒天候が予想される場合は、計画の変更・中止を検討する。「多分、大丈夫だろう」という経験則による判断はせず、最悪の事態を考慮し判断する。 ○校外へ移動するための交通手段についても道路・公共交通機関の運行事情(地震・大雨・大雪・土砂災害による道路閉鎖、公共交通機関の運休等)により児童生徒の安全が脅かされる可能性も考慮し、校外活動の計画変更・中止を検討する。特に、部活動による遠征中など、引率教諭が1人という場合もあるため、管理職に相談し、検討する。
	<p>◆事故発生への迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外活動中に事故が発生した場合、学校にいる場合と異なるため、周辺の教職員にどのようにして連絡すればよいか迷いが生じるとそれだけ事故対応に遅れが出る。このため、校外活動に従事する教職員で連絡をとれる体制を整える。
発生時の危機管理	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外活動中は、児童生徒のいる場所が安全だと保証がないため、事故発生の連絡があった場合、現場に急行し児童生徒の安全を確保することが重要になる。 ○道路にはみ出しているいか、危険な場所に集団で固まっているいかなど、現場から児童生徒を安全な場所に移動させ、負傷者の有無などを早急に確認する。
	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	<p>◆情報の共有と活動の変更・中止の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者が出了場合は、児童生徒の安全を第一に考え、活動の変更・中止を早急に検討する。 ○現場に急行した際、負傷者がいなかった場合でも、自己判断せず、事故発生を活動中の教職員に必ず報告し、校長又は教頭に報告する。
事後の危機管理	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

熱中症への対応

令和7年4月版

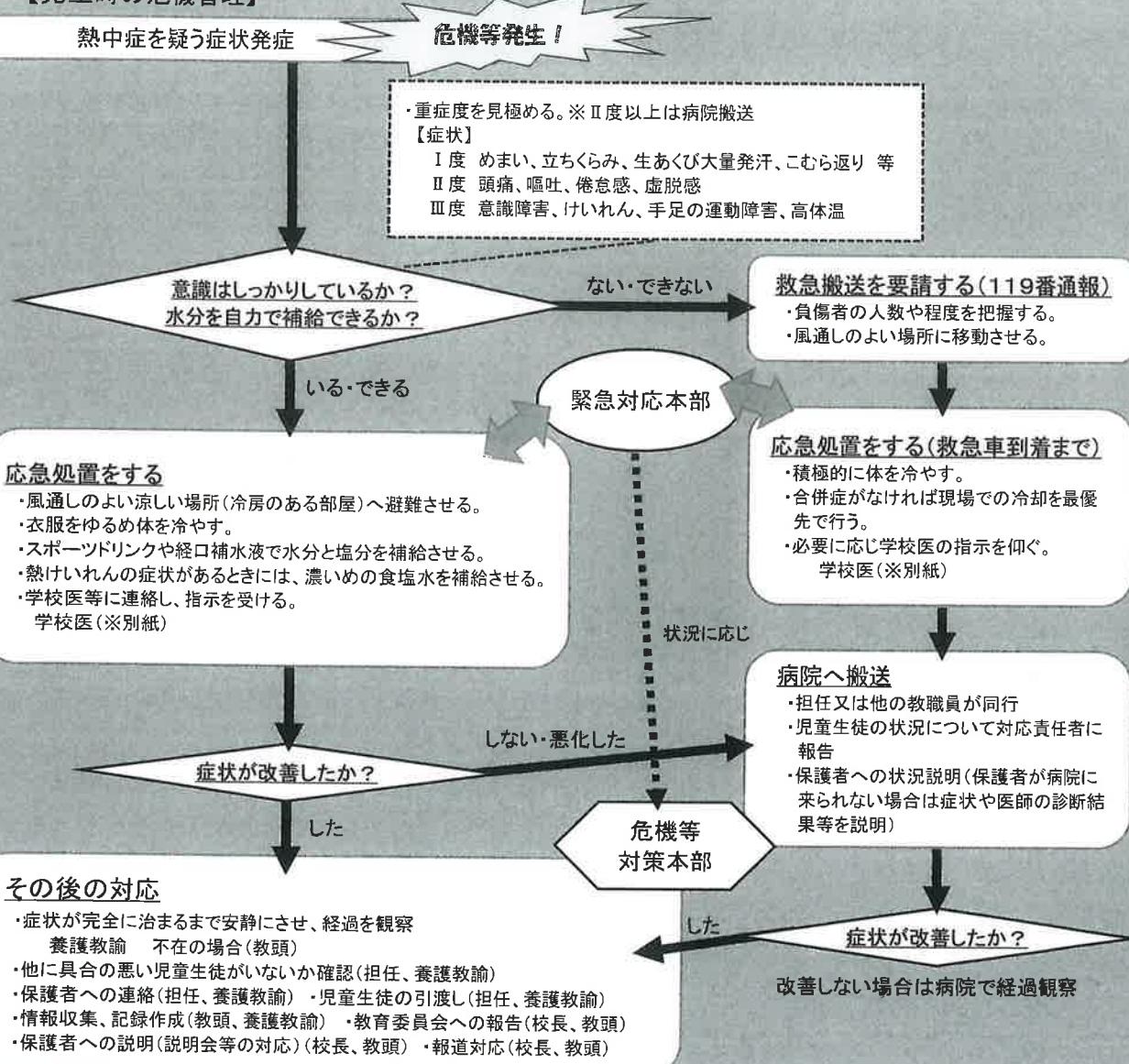
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したりWBGT測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある児童生徒が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある児童生徒の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- 暑さを避ける場所の確認・確保 □気象情報、熱中症予防情報の取得 □WBGT測定器による計測
- WBGT測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更等) □保健指導の実施
- 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合) □水分・塩分補給用のスポーツ飲料や経口補水液の準備
- 冷水やタオル、うちわ等、体温冷却に使用するものの準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □再発防止策の検討 □報告書の作成 □教職員間での情報共有
- 保護者会の開催(複数の児童生徒が発症した場合等、状況に応じて) □危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

留意事項(熱中症)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	WBGT測定器による計測	<p>◆気温・湿度の計測⇒計測して終わりではない ○気温が高い、湿度が高い、風が弱いなど「環境」の要因により熱中症は発生しやすいため、夏季のみでなく、ゴールデンウィーク、梅雨、秋晴れの時期なども、行事等の前に計測し、その結果を教職員や部活動指導者等に周知する。</p>
	保健指導の実施	<p>◆体調の確認 ○寝不足による体調不良、腹痛やインフルエンザ等による水分不足など、「からだ」の要因により熱中症は発生しやすいため、行事等を行う場合は、児童生徒の体調を確認し、水分補給などの指導を行う。</p>
	測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更)	<p>◆計画の見直し ○熱中症事故の防止のため、WBGT28°C以上では持久走や激しい運動は避けるとともに、WBGT31°C以上では部活動等の運動は原則中止し、適切な措置を講じる。 ○全校集会や部活動などを校庭や体育館などで行う場合、「熱中症予防運動指針(日本スポーツ協会)」に基づき、学校行事等の中止や実施場所や方法の変更など計画の見直しを行う。</p>
発生時の危機管理	応急処置の実施	<p>◆応急処置 ○高体温や意識障害が見られる等の重度の場合は、氷水に全身をつける。 ○ホースで水をかける、扇風機などで強力に扇ぐ、冷房のある部屋に移しねれたタオルを身体にあて扇風機で冷やす等、速やかに身体を冷やし、水分や塩分の補給を行う。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
	病院へ搬送	<p>◆同行者の役割 ○病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果(熱中症の程度又は他の病気か)や病院での保護者とのやりとり内容等から、児童生徒の翌日の対応(入院か、通院か、登校可能か、様子を見て欠席か等)を確認する。 ○その内容を、対応責任者(管理職等)に報告する。</p>
事後の危機管理	保護者会開催の有無(複数の児童・生徒に症状がでた場合)	<p>◆重大な事故等の発生 ○複数の生徒児童が熱中症で救急搬送された、重篤な症状の児童生徒がいるなどの場合は、発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め保護者全体に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

感染症への対応

【対応方針】

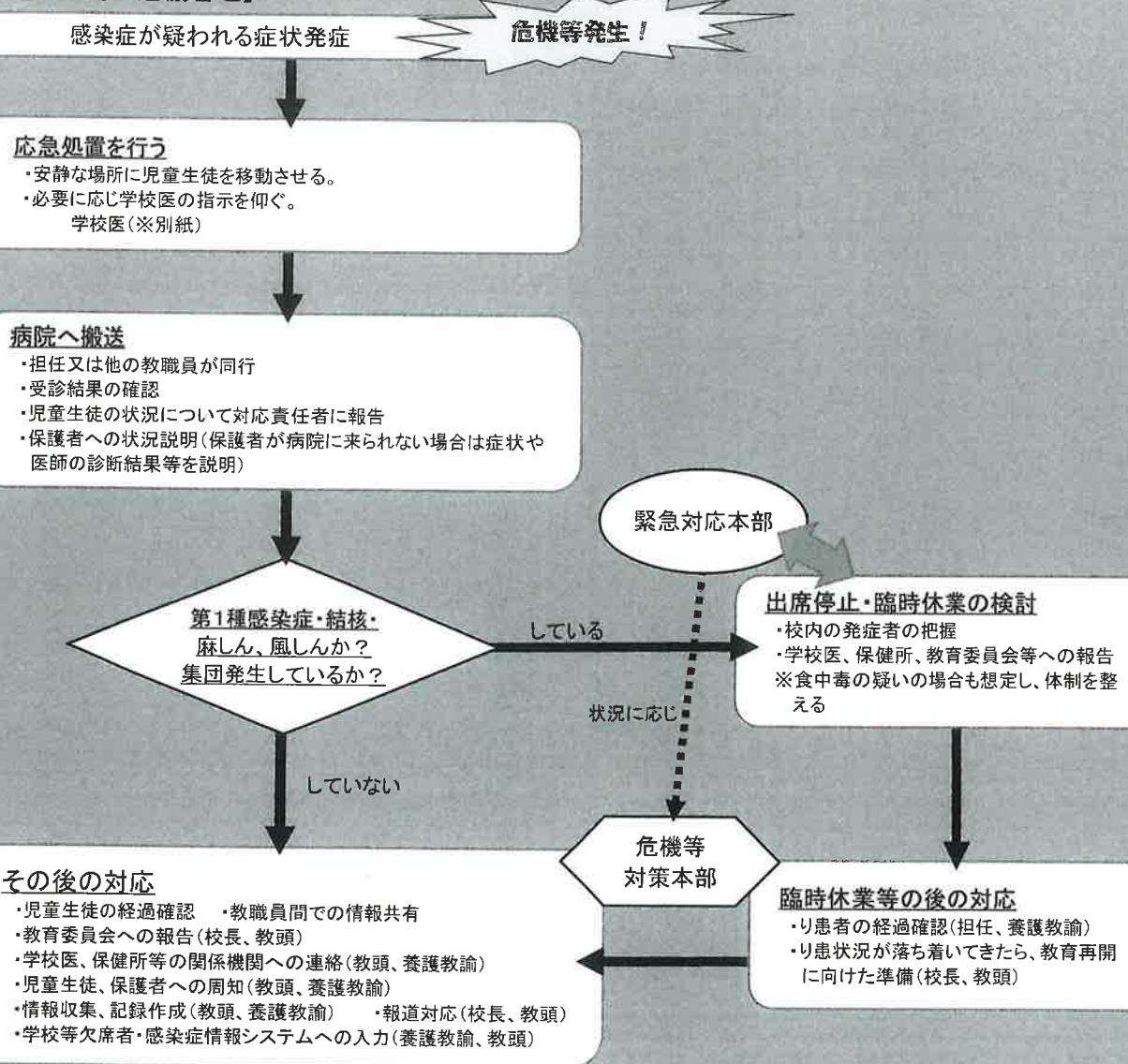
令和7年4月版

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症のまん延を防止するため、出席停止や臨時休業を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- 児童生徒に対する保健指導(手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発)
- 教職員による健康観察 □ 地域における感染症の発生及び流行状況の把握
- 健康診断の結果の把握(結核、寄生虫卵検査、予防接種) □ 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室内の空気環境、日常点検・定期検査の実施)
- 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



留意事項(感染症)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	保健指導・健康観察の徹底	<p>◆健康異常の早期発見と感染症予防の適切な実施</p> <p>○健康異常の早期発見に努め、感染症に罹患した疑いがある場合は、医療機関の受診を勧めるなどの指導助言を行う。</p> <p>○感染症の予防に係る処置によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮しながら、学校における感染症の予防の適切な実施の確保を図る。</p>
	学校環境衛生管理の実施	<p>◆法的根拠に基づいた実施</p> <p>○「学校環境衛生基準」に定められた必要な事項について、計画的に日常点検・定期検査を実施する。また、学校保健安全法第5条に基づき、学校ごとに「学校環境衛生基準」に準拠した環境衛生検査計画を作成し、実施結果について記録を保存する。</p>
	校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備	<p>◆事前準備の徹底</p> <p>○普段、流行している感染症については、その病原体に応じた消毒等が実施可能である。下痢便や嘔吐物については、病原体を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理ができるよう使用する衛生資材を準備しておく必要がある。</p>
発生時の危機管理	出席停止・臨時休業の検討	<p>◆法的根拠</p> <p>○出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。また、臨時休業後に授業を再開する場合には、児童生徒の欠席状況、り患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。</p> <p><出席停止:学校保健安全法施行令第6条></p> <p>出席停止の対象は、感染症に罹患している疑い、又は既に感染症のある児童生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童又は中学校の生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒にあっては当該生徒にこれを指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健安全法施行規則で定める基準による。</p> <p><臨時休業:学校保健安全法第20条></p> <p>臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。</p>
	関係機関への報告	<p>◆速やかな報告</p> <p>○県立学校は案件が発生した旨を速やかに保健所(県の広域(県西・県東・県南・県北・安足)健康福祉センター、宇都宮市にある学校については宇都宮市保健所)に通報し、県教育委員会に報告する。</p> <p>○市町立学校は案件が発生した旨を速やかに市町教育委員会に電話連絡するとともに、学校又は市町教育委員会のいずれか(当該市町教育委員会の取り決めによる。)は保健所に通報する。市町教育委員会は教育事務所に、教育事務所は県教育委員会に速やかに電話にて報告する。</p>
事後の危機管理	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	<p>◆情報の提供及び活用</p> <p>○学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。</p> <p>○出席停止報告については、「学校等欠席者・感染症情報システム」上の報告とするので、別添「学校等欠席者・感染症情報システム等運用要領」を遵守する。また、同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。</p>
	健康診断・環境衛生検査の実施	<p>◆事後措置</p> <p>○感染症が発生した時、疾病の有無について検査を行う必要がある時など、必要に応じて、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、臨時の健康診断や環境衛生検査を実施し、適切な事後措置を行う。</p>
	報告書の作成 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有</p> <p>○報告書を作成し、教育委員会に報告するとともに、危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

食物アレルギーへの対応

令和7年4月版

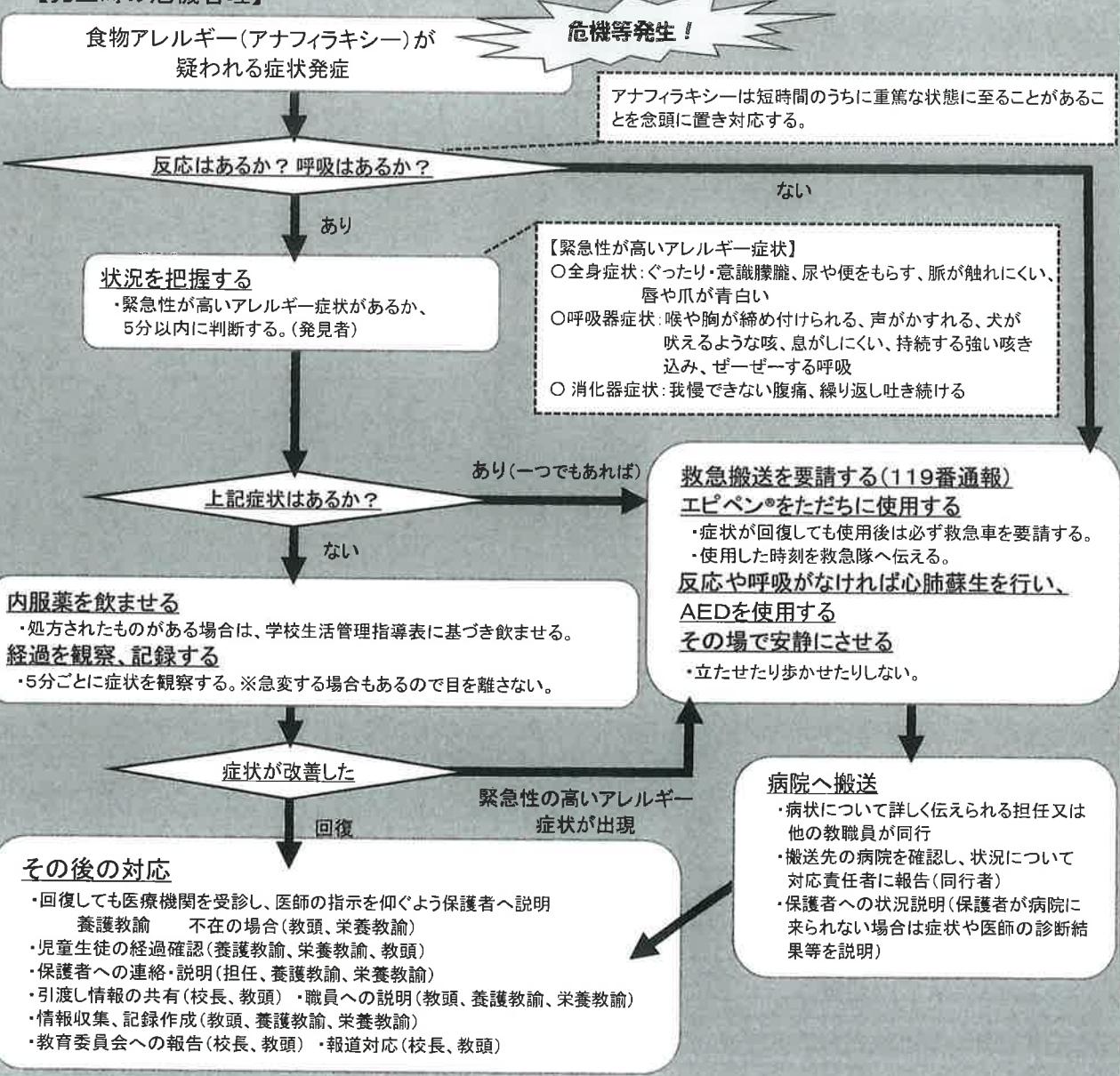
【対応方針】

- 既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することを教職員が理解しておく。
- アレルギー疾患対応委員会を設置するなど、校内組織で対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握 学校生活管理指導表に基づく管理(保護者面談の実施)
- アレルギー疾患対応委員会の開催(個別の取組プランや緊急時の対応についての検討)
- 全教職員への情報共有 校内研修の実施(エピペン®練習用トレーナーやDVDの活用)
- 消防署等関係機関との連携 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

留意事項(食物アレルギー)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	児童生徒の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆保健調査等による把握 <ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー疾患があり、管理・配慮が必要な児童生徒を保健調査票などにより把握する。入学直後から対応できるよう調査の時期に配慮する。 ◆学校生活管理指導表に基づく管理 <ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーを有する児童生徒については「学校生活管理指導表」の提出を求め、主治医の指示に基づき「個別の取組プラン(案)」を作成する。保護者の要望のみによる対応は行わない。 ◆アレルギー疾患対応委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ○学校生活管理指導表や保護者面談で得られた情報を元に作成された「個別の取組プラン(案)」や緊急時の対応を検討する。検討した内容を保護者に説明し同意を得る。
	情報共有と校内体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆全教職員への情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○一部の教職員だけ知っていても緊急時に対応できないため、個別の取組プランの共通理解を図る。エピペン®の保管場所等(例:かばんのポケット内等)についても詳細に確認し、情報の共有を図る。 ◆校内研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応することや運動により誘発されること、または食物以外(動物等)に反応することもあるため、全教職員がアレルギー疾患に関する基礎知識を持ち、適切に対応できるよう、エピペン®練習用トレーナーやDVDを活用した実践的な研修を定期的に行う。 ◆地域の消防署等関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会や消防機関に確認の上、情報提供等(エピペン®所持者については保護者の同意を得て)の連携を図る。
	日常の取組の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆給食における対応 <ul style="list-style-type: none"> ○献立の作成から提供まで、複数でのチェックを行うなど徹底した管理体制を構築し、配膳、おかわり等のルールを決めておく。 ◆食物を扱う授業や宿泊学習等における対応 <ul style="list-style-type: none"> ○事前の対策を整えるとともに、貴重な体験の機会を不必要に制限することなく活動でき、他の児童生徒からの理解も得られるよう教育的配慮を行う。(動物等のアレルギーについても同様)
発生時の危機管理	食物アレルギーの症状・アナフィラキシーの発症	<ul style="list-style-type: none"> ◆状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○意識障害の有無やアレルギー症状について確認し、原因食物を食べたか・触れたか、運動していたか等の状況を確認する。
	救急搬送要請及びエピペン®の使用等	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急搬送要請等 <ul style="list-style-type: none"> ○救急搬送を要請するとともに、学校生活管理指導表等に基づき適切に対応する(エピペン®の使用や処方箋医薬品の服薬等)。 ○救急車到着の際、児童生徒がいる場所まで案内するとともに、症状やエピペン®を使用した時刻や処置経過等を救急隊に伝えられるようする。
	病院へ搬送	<ul style="list-style-type: none"> ◆同行者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○「学校生活管理指導表」「保健調査票」「給食の献立表」等を持参し、児童生徒の情報を医師に伝える。診断結果(原因食物)や指示事項等を確認し、その内容を対応責任者に報告する。
事後の危機管理	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<ul style="list-style-type: none"> ◆重大な事故等の発生(救急搬送や誤食) <ul style="list-style-type: none"> ○誤ってアレルギー食物を食べた場合は、症状が軽い、又は発症しなかったとしても、重大な事故と捉え、徹底した再発防止に努める。 ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校給食における食中毒への対応

令和7年4月版

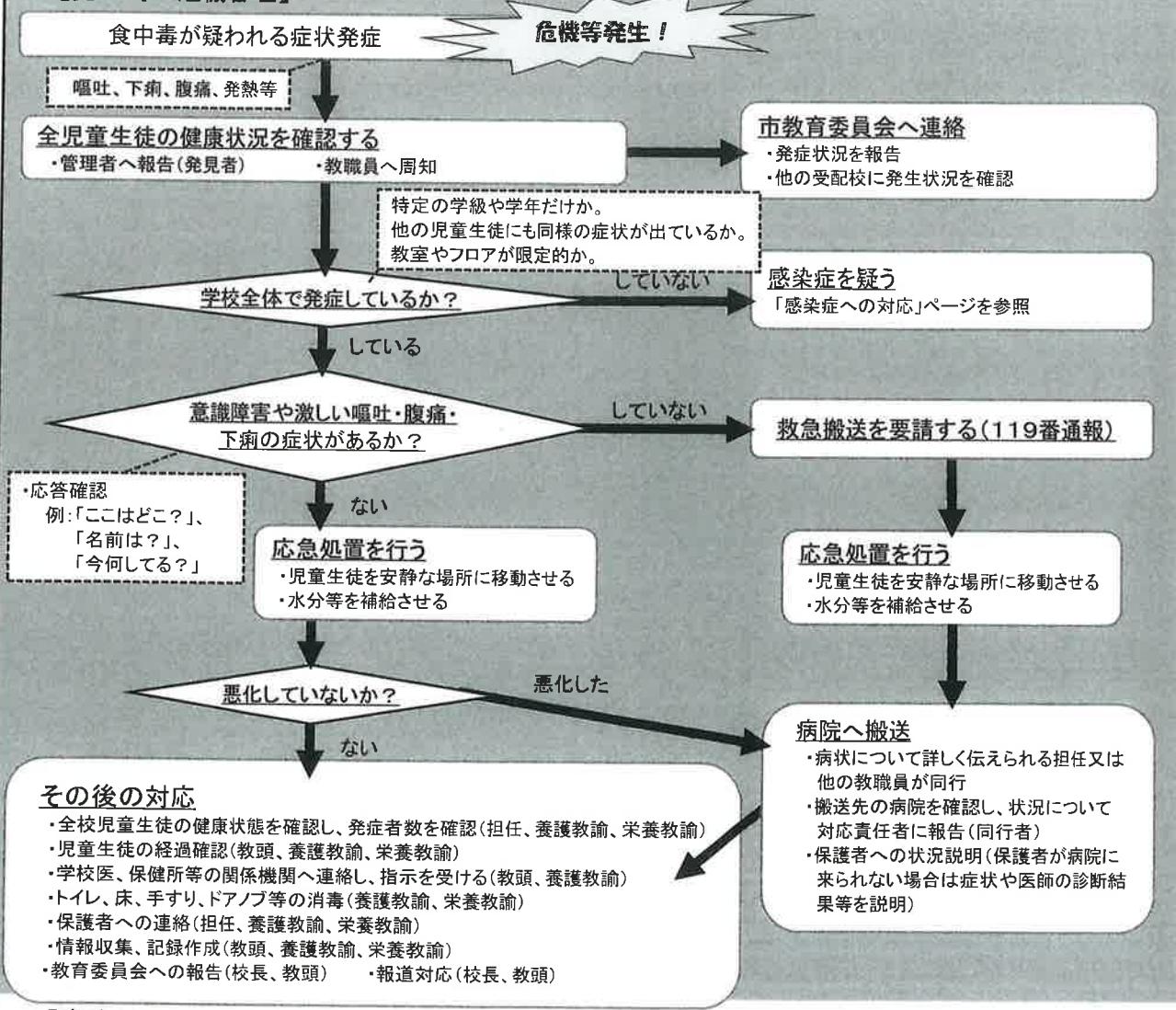
【対応方針】

- 調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき調理を行う。
- 学校においては、児童生徒や教職員の健康管理を行い、給食指導や給食に係る施設・設備の衛生管理を行う。
- 食中毒の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携して原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 学校給食の衛生管理を徹底するための体制整備とその適切な運用
- 学校給食衛生管理基準に準じた学校給食施設・設備の衛生管理
- 学校給食衛生管理基準に準じた調理の過程等における衛生管理
- 学校給食関係者の衛生管理の徹底と安全な学校給食の実施 □ 日常・定期及び臨時の衛生検査の実施
- 児童生徒及び教職員の健康管理 □ 児童生徒に対する健康教育(食に関する指導)の実施
- 学校給食に係る施設・設備(配膳室や配膳台等)の衛生管理
- 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 健康観察の実施 □ 臨時衛生検査の実施 □ 保護者会の開催
- 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

留意事項(学校給食における食中毒)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○校長(共同調理場長)の責任の下、「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底する。 ○施設・設備、調理の過程それぞれの日常及び定期の点検により、食中毒発生の防止に万全を期す。
	健康教育・健康観察の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒への健康教育(食に関する指導) <ul style="list-style-type: none"> ○帽子・マスク・白衣など給食当番にふさわしい身支度を整え、きちんと手洗いし、安全、衛生に気をつけ配膳するよう指導する。 ◆児童生徒及び学級担任等の健康観察の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○給食当番の健康観察については、配膳指導を行う教員とともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐など感染症の症状がないことを確認し、記録する。
	校内の消毒に使用する衛生資材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆消毒用衛生資材の準備 <ul style="list-style-type: none"> ○嘔吐物や下痢便について、ウイルス等を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理できるよう、次亜塩素酸ナトリウム水溶液や使い捨て手袋、マスク等の衛生資材を準備する。
発生時の危機管理	救急搬送要請	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急搬送要請 <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	関係機関への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校医、保健所、教育委員会への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○診断の必要があるとされた場合には、学校医又は医師の診断を受けさせる。 ○疑いの場合でも管轄する保健所へ速やかに連絡し、教育委員会にも報告を行う。(様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」令和2(2020)年4月1日付け学安第8号)
	症状発生者対応後	<ul style="list-style-type: none"> ◆臨時休業等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ○学校医の意見を参考に、臨時休業の検討を行う。 ◆保護者への説明 <ul style="list-style-type: none"> ○学校の一斉メール等を活用し、速やかに保護者に対し状況を説明する。 ◆保健所への協力 <ul style="list-style-type: none"> ○保健所が行う聞き取り調査や検便等に協力する。 ◆学校内の消毒の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○給食調理室をはじめ、トイレや床、発症者が触れた可能性のある箇所は次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒を行う。 ◆具合が悪化した場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ○急に様態が変化した場合は、救急搬送を要請する。
事後の危機管理	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校等欠席者・感染者情報システム <ul style="list-style-type: none"> ○学校等欠席者・感染症情報システム運用要領に従い、システムに状況を入力する。
	保護者会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆すべての保護者への説明 <ul style="list-style-type: none"> ○発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め全ての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。
	報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ◆食中毒の終えん <ul style="list-style-type: none"> ○食中毒が終えんした際にも、様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」により県教育委員会に報告する。
危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	危機管理マニュアルの見直し及び情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校給食等における異物混入への対応

令和7年4月版

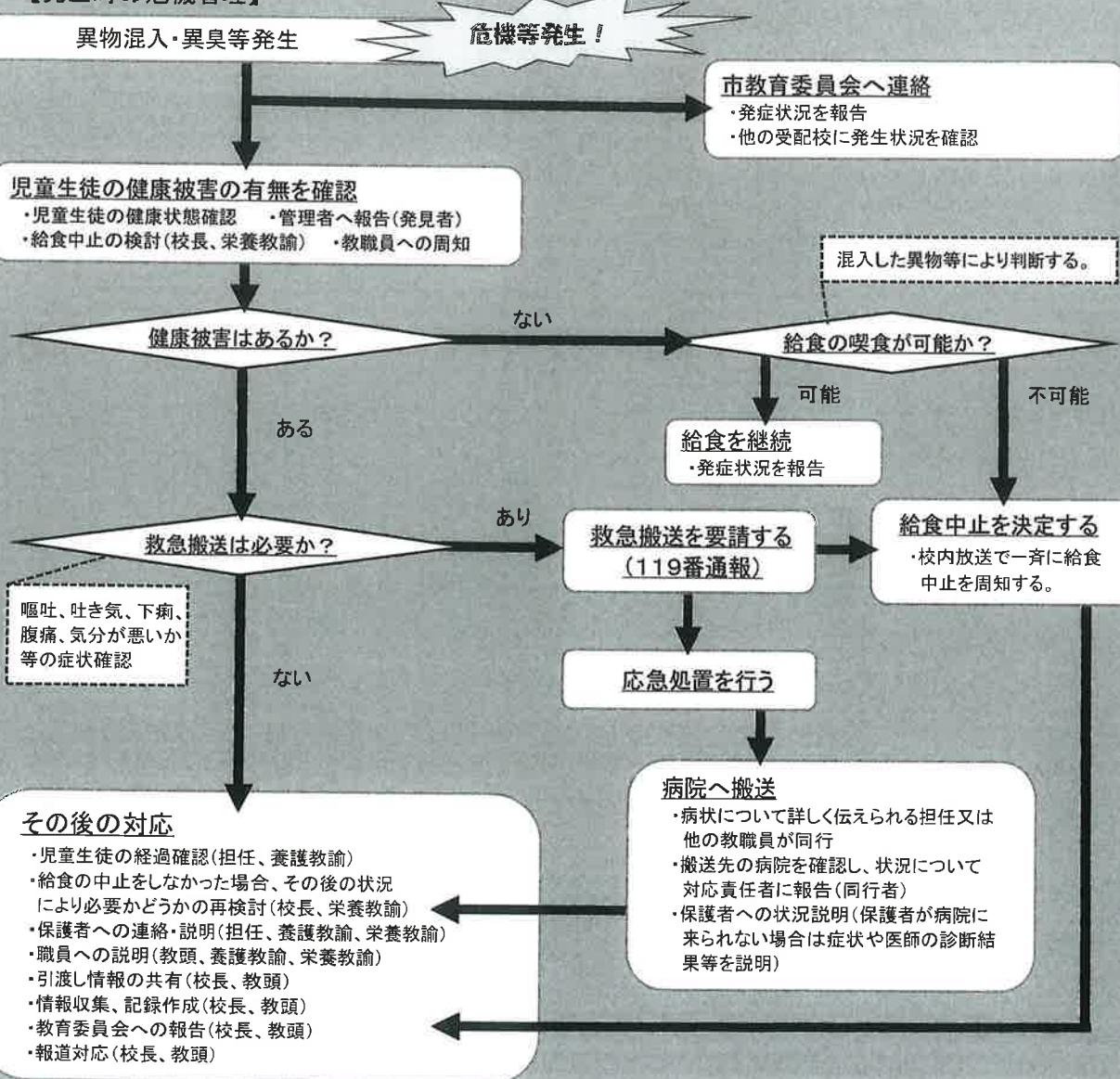
【対応方針】

- 調理場においては、食中毒防止と同様、学校給食衛生管理基準に基づき防止に努める。
- 発生時の関係機関への連絡体制を整え、混入があった場合は、児童生徒の健康被害の有無を確認するとともに、関係機関へ速やかに報告する。
- 関係機関と連携し、原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 物資選定委員会等を設け、衛生上信頼のおける業者を選定
- 食材納入時の立ち会い及び検収の徹底
- 学校給食衛生管理基準に準じた施設・設備の衛生管理と調理の過程等における衛生管理
- 責任者による給食30分前の検食の実施と異物混入が発生した場合の連絡体制の整備
- 配膳室等給食の保管場所の施錠と教室での配膳における学級担当等の管理・指導

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 保護者への通知文の発出

留意事項(学校給食等における異物混入)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆物資選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ○食品選定のための委員会等を設ける等により、衛生上信頼のにおける業者を選定する。 ◆検収の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○食材納入時に立ち会い、検収を徹底する。 ◆学校給食衛生管理基準に準じた異物混入の防止 <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理マニュアルや異物混入チェックリスト等を作成し、点検・記録する。
	学校(教室)等における防止策	<ul style="list-style-type: none"> ◆連絡体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○異物混入の判明時期にどのように対応するか想定し、連絡体制を整えておく。 ◆検食の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○責任者(校長等)は原則児童生徒の給食開始 30 分前に検食を行い、異味異臭など異状の早期発見に努める。 ◆給食の管理体制 <ul style="list-style-type: none"> ○配膳室等配膳場所は給食時間まで施錠を行い、教室での配膳は、学級担任等の管理・指導のもと、異物が混入しないよう注意して行う。 ◆混入時の児童生徒への指導 <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が給食を食べる際には、異物が入っていないか注意させるとともに、異物があった場合は直ちに学級担任等へ報告するよう指導する。
発生時の危機管理	異物の確認と児童生徒の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆異物の混入状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ○健康被害がある異物なのか、複数の児童生徒に混入していないか、状況を確認する。
	喫食の停止	<ul style="list-style-type: none"> ◆喫食停止の判断 <ul style="list-style-type: none"> ○異物の内容が児童生徒の健康に影響を及ぼすと考えられる場合、又は健康被害はないものの同一の異物が大量に混入していた場合、原因不明の異物の場合には、直ちに全児童生徒の混入した料理の喫食を中止する。 <p>※共同調理場方式受配校の場合は、共同調理場及び教育委員会へ報告する。</p>
	混入のあった児童生徒の健康状態確認	<ul style="list-style-type: none"> ◆病院への搬送判断 <ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の結果、必要に応じて学校医・保護者への連絡及び病院への搬送を行う。 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ◆応急処置・経過観察 <ul style="list-style-type: none"> ○病院への搬送の必要が無かった場合においても、経過を観察し、保護者へ連絡する。
	原因究明の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆異物混入のあった給食の保管 <ul style="list-style-type: none"> ○原因究明のため、児童生徒から混入の状況を聴取記録し、混入があった給食は発見時のまま保管し、調理場へ戻す。 ◆原因究明 <ul style="list-style-type: none"> ○調理場は、異物がいつ混入したのか異物により判断し、食材由来の場合は納入業者へ連絡し、他へも同じ食材を納入している場合は他の納入先にも連絡するよう指示する。
事後の危機管理	関係機関等への報告等(児童生徒の健康に影響を及ぼす場合、又は、健康被害の可能性が低いものでも大量に混入していた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育委員会への報告 <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じて市町教育委員会、保健所等の指導助言を受け、当日及び翌日からの対応を決定する。 ◆健康被害があった児童生徒及び保護者への説明と謝罪 <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒及び保護者に対し説明及び謝罪を行う。 ◆全ての保護者へ報告と説明 <ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、文書等により説明を行う。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

登下校中の交通事故(被害)への対応

令和7年4月版

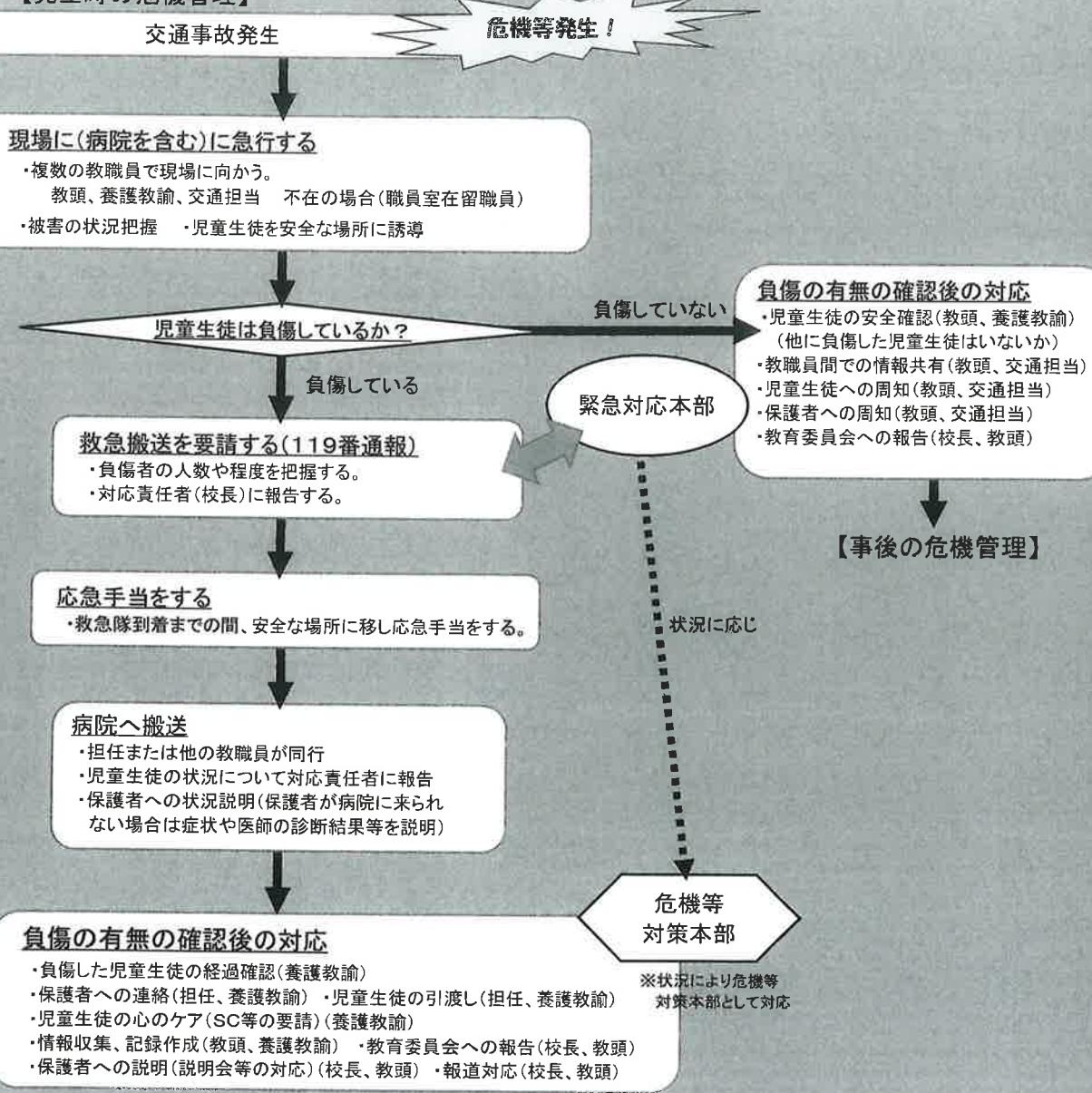
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、児童生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- 登下校方法の把握 通学路の安全点検 交通事故多発箇所の把握
- 児童生徒への交通安全講習等の実施 児童生徒による通学路危険箇所の確認
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア 交通安全講習等への反映 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

留意事項(登下校中の交通事故(被害))

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	<p>◆危険箇所の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなく児童生徒、保護者にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。
	保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制	<p>◆連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故が発生した場合、対応防止策など保護者、警察、地域ボランティア等に協力を要請することとなる。このため、連絡先などを確認しておき、スムーズに対応策を実施できるよう体制を整えておく。
発生時の危機管理	事故の発生情報	<p>◆情報の収集及び精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、児童生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
	現場(病院含む。)への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、周辺にいる児童生徒を現場から安全な場所に避難させる。 ○負傷した児童生徒がいる場合は、救急搬送を要請し、応急手当を行う。既に救急搬送等対応済みの場合は、病院に急行し、児童生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。 ○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

台風への対応

令和7年4月版

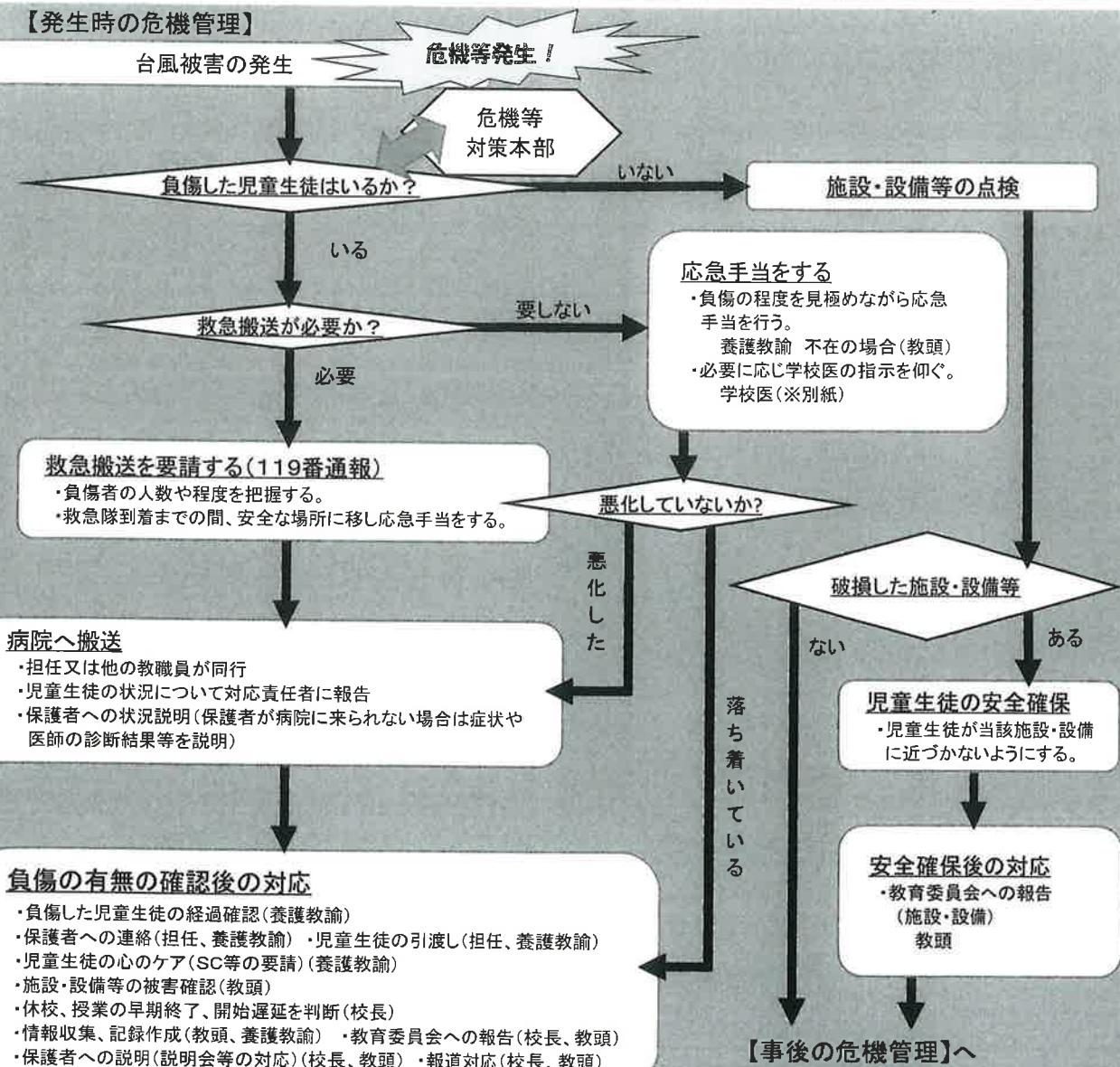
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認 □避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備 □児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 公共交通機関の運行情報を確認(運休が計画されているか等)
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □保護者への引渡しの確認 □学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □再発防止策の検討 □報告書の作成 □教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □危機管理マニュアルへの反映 □ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □防災教育(振り返り)の実施

留意事項(台風)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	台風に関する防災気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する台風や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認し、台風への対策をとる。 ○台風の進路や勢力は接近しながら変化するため、影響が小さいと予想される場合でも、常に最新の情報を確認し、事前の危機管理の対策をとるよう留意する。 ○台風は広範囲にわたる影響があるため、他の地域で被害(上流側の降水による河川の増水・氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水等)による二次災害が発生するおそれもあるため留意する。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風接近時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全教職員が台風災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備を行う。 ○児童生徒や教職員が、台風に関する知識や避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉え行う。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	<p>◆早期の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入手した台風情報等により、通学や学校活動、校外活動に台風による影響が予想される場合には、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。また、学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討する。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の安全点検(学校保健安全法施行規則第28・29条)	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が台風の影響で建物や周辺に被害(窓ガラス破損、道路への倒木等)を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○倒木、窓の破損、落下物による負傷など、台風の影響により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。また、登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)への対応

【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

令和7年4月版

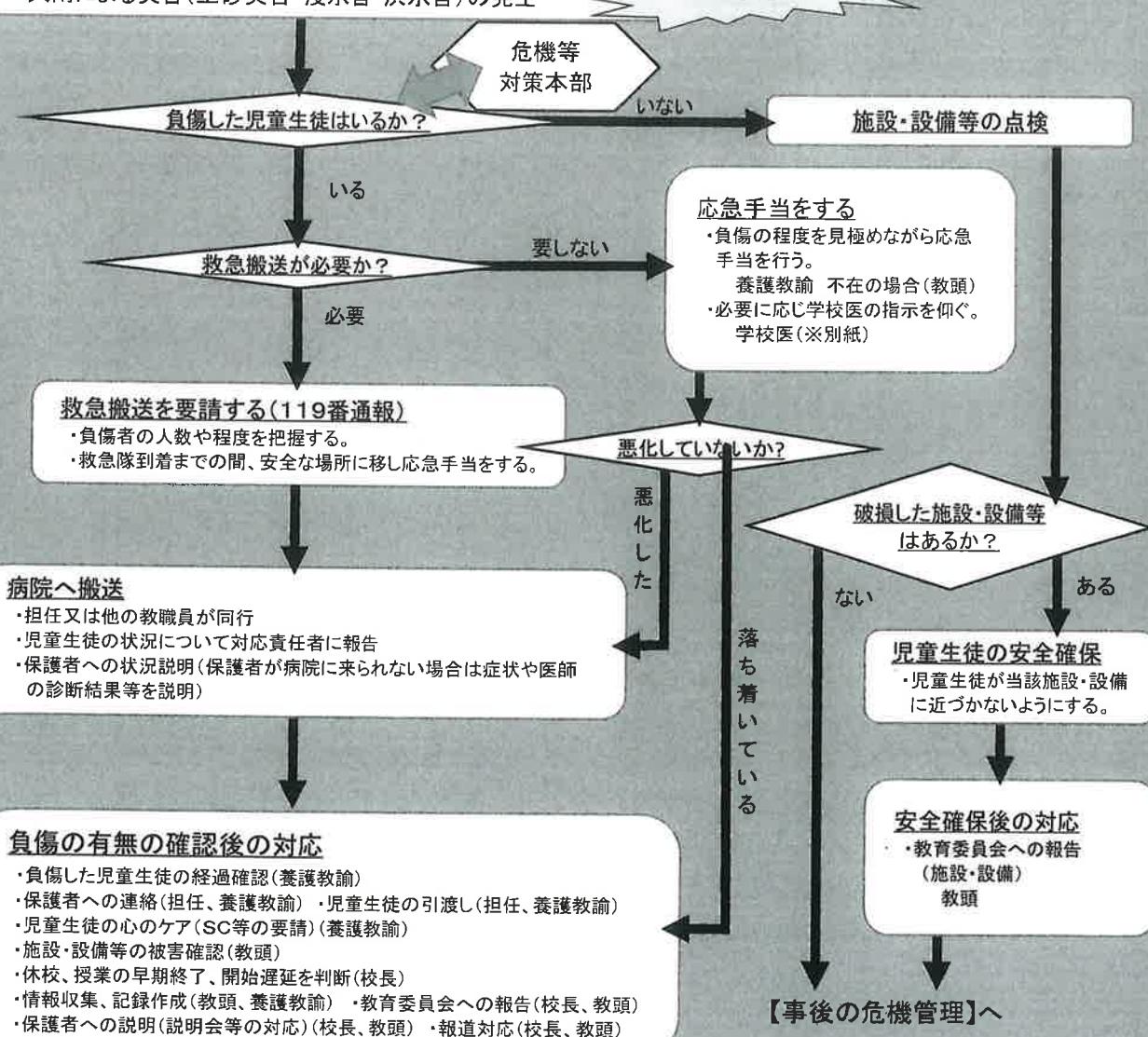
【事前の危機管理】

- 警報・注意報、大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する最新の各種防災気象情報の確認
- 避難確保計画の作成(洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する場合)
- 学校防災体制の整備 □ 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)の発生

危機等発生!



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

留意事項(大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害))

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	大雨による災害に関する防災気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する防災気象情報(警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等)を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認する。 ○局地的な大雨の場合には、学校の周辺は何事もなくても、通学路や他の地域で被害(河川の氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水による通行止め等)による二次災害が発生するおそれもあるため、情報収集に努める。
	避難確保計画の作成及び見直し・改善等	<p>◆避難確保計画の作成義務がある学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている学校は、避難確保計画を作成する義務がある。なお、本県立学校は、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められていないとも、当該区域内にある場合は避難確保計画を作成することとしている。 (「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等について(依頼)」(令和2(2020)年11月20日付学安第636号)) <p>◆点検及び見直し・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から避難確保計画を点検するとともに、定期的に見直し・改善を図っておく。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報を確認し、臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が大雨等の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)により負傷した場合は、児童生徒を安全な場所に移動し、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機管理体制による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雪への対応

令和7年4月版

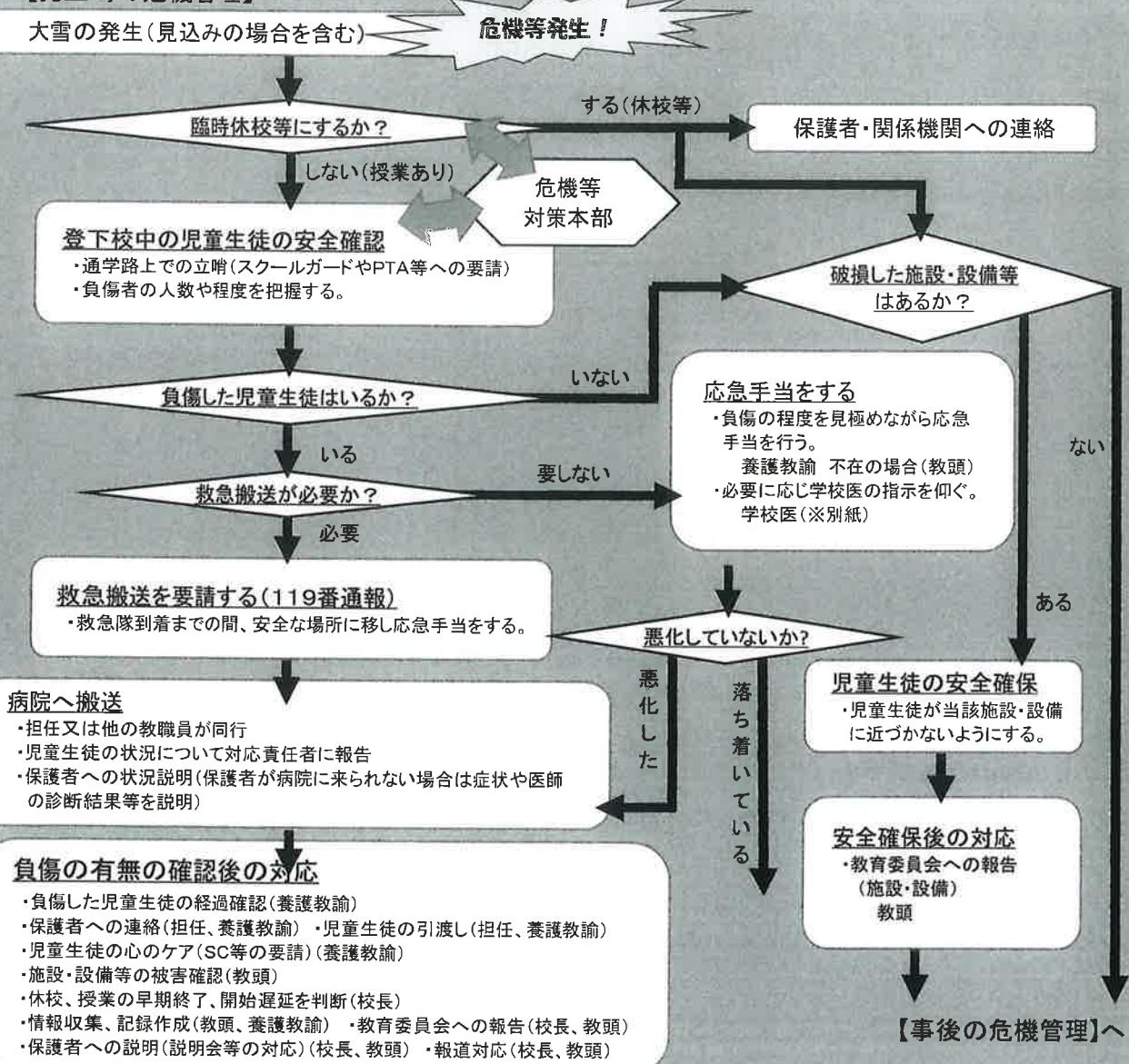
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 大雪警報・注意報等の最新の防災気象情報の確認 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備 □ 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 学校敷地内、通学経路の降雪・積雪状況の確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



留意事項(大雪)

項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する大雪に関する情報や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○教育委員会から提供される情報を確認する。 ○大雪の予想ではない場合でも、少しの積雪によって被害が起きることがあるため、防災気象情報の入手に努める。
	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が大雪災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が大雪災害に関する知識や大雪時に注意する行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報、通学路の積雪状況を確認し、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪により建物や学校設備等に被害(水道設備等の凍結、道路への倒木等)を与える可能性があるため、被害がないよう、設備や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	<p>◆通学路への立哨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールガードやPTAに要請し、通学路への立哨による登下校中の事故を防止する。
	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転倒や交通事故による負傷など、大雪の影響により負傷した場合は、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

雷への対応

令和7年4月版

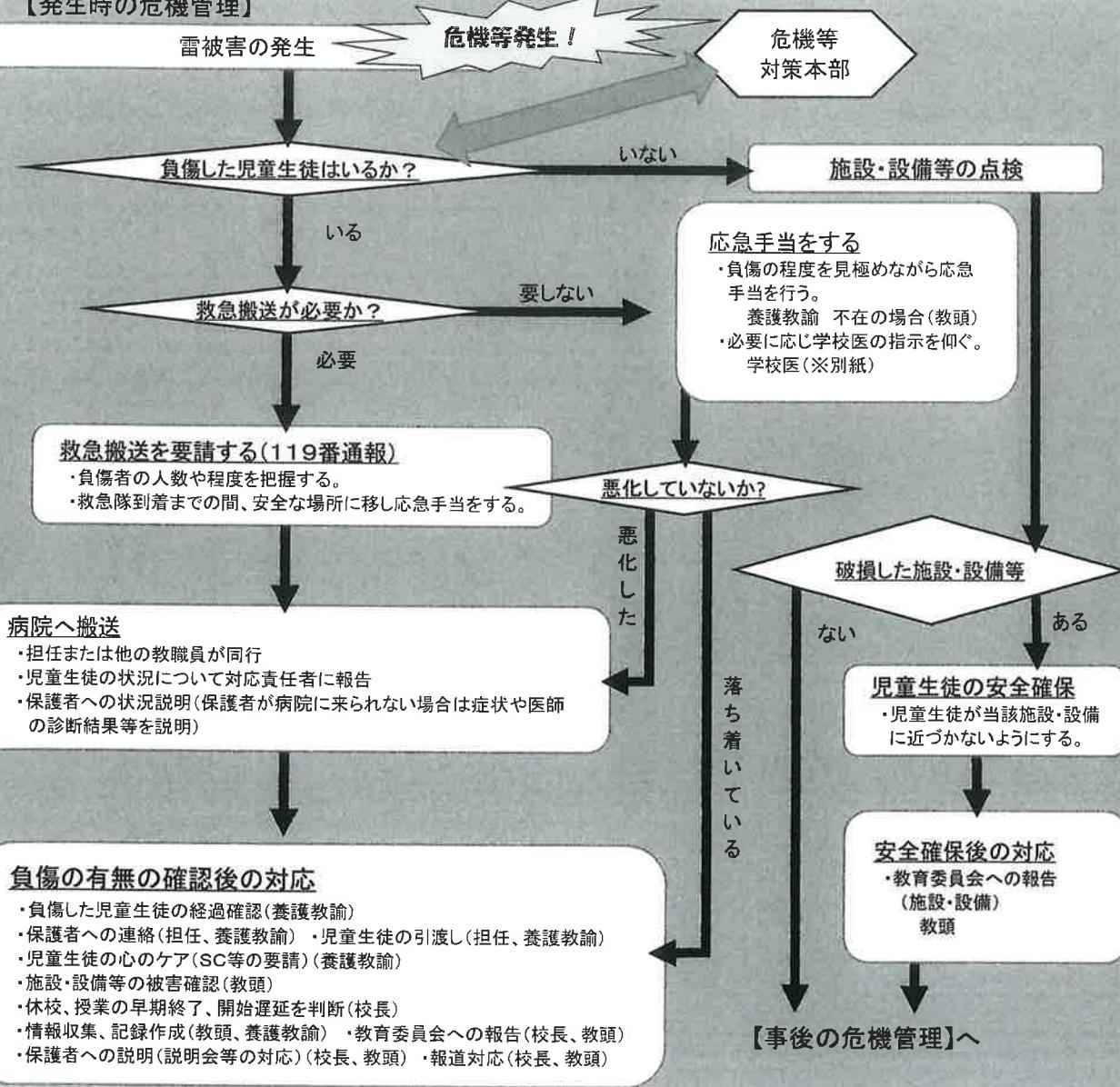
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 保護者への引渡しの確認 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 防災教育(振り返り)の実施

留意事項(雷)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の防災気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する雷注意報や大雨警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。また、天気予報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを見逃さない。 ○雷をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測をレーダー・ナウキャスト等で確認するとともに、雷が発生する兆し「低く黒い雲(積乱雲)が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」など、周囲の様子を確認する。 ○学校の周辺は何事もなくても、通学路上で積乱雲の発達により雷の発生が予想されるおそれもあるため、留意する。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雷発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が落雷による災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が雷に関する知識や雷発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機等を検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雷による被害が発生する恐れがある場合は、最新の防災気象情報を確認し、前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。 ○早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じること。登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が雷の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落雷による負傷など、雷の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機管理体制による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

突風(強風・竜巻・ダウンバースト等)への対応

令和7年4月版

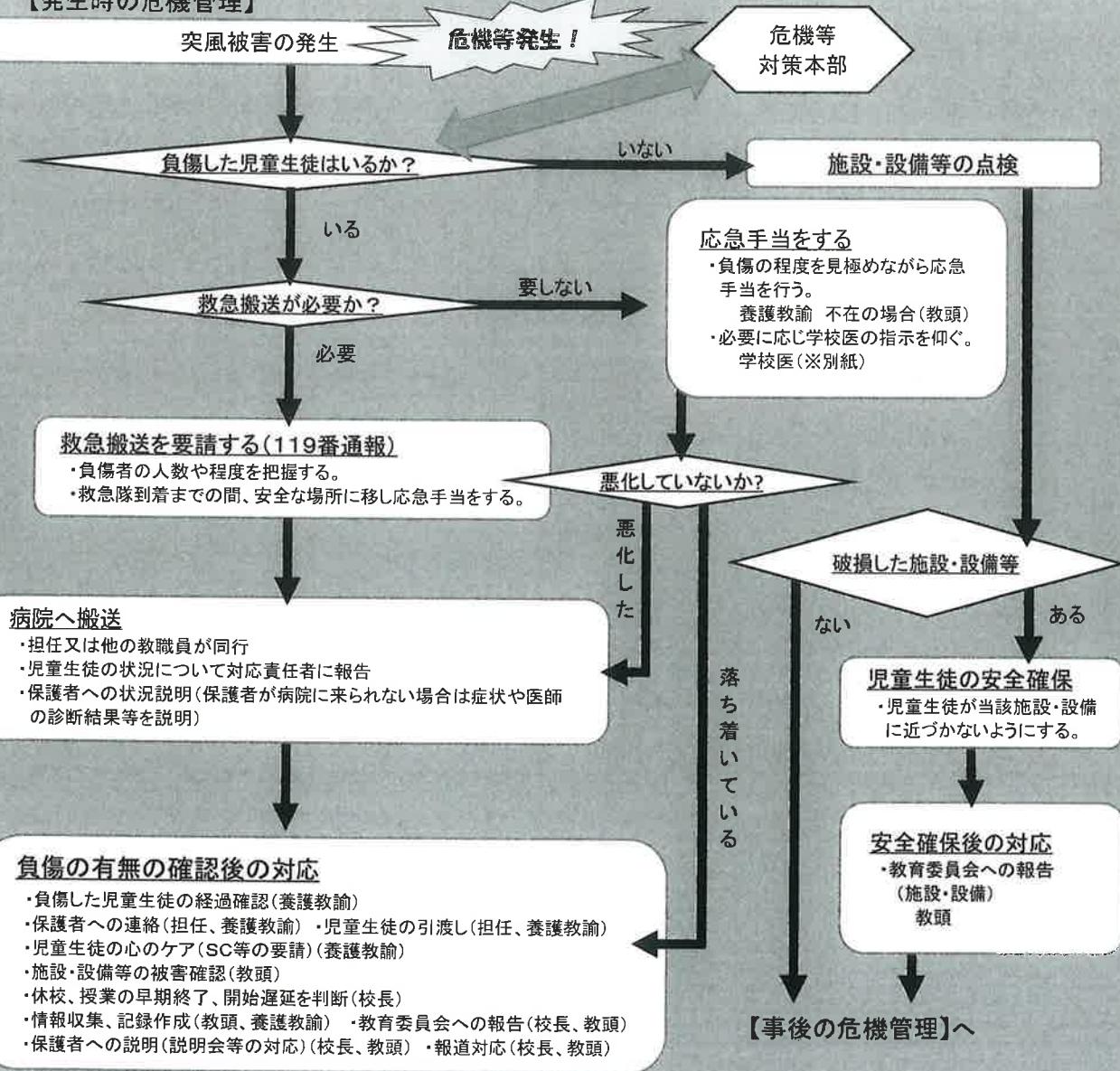
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 竜巻注意情報等の最新の防災気象情報の確認 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備 □ 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導 □ 公共交通機関の運行情報を確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育（振り返り）の実施

留意事項(突風(強風・竜巻・ダウンバースト等))

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	突風に関する防災気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを見逃さない。 ○突風をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測は、レーダー・ナウキャスト等の防災気象情報で確認する。 ○竜巻注意情報が発表された場合には、まず、周囲の空の状況に注意する。 ○学校の周辺は何事もなくても、通学路上で積乱雲の発達により突風の発生が予想される恐れもあるため、最新の情報入手に努める。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が突風による災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が突風に関する知識や突風発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機を検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風の発生が予想される場合には、最新の防災気象情報を確認し、早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じる。特に、屋外での授業や部活動中で、竜巒の前兆に気付いた場合には、速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。 ○登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の点検整備	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が突風の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急処置を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

地震への対応

令和7年4月版

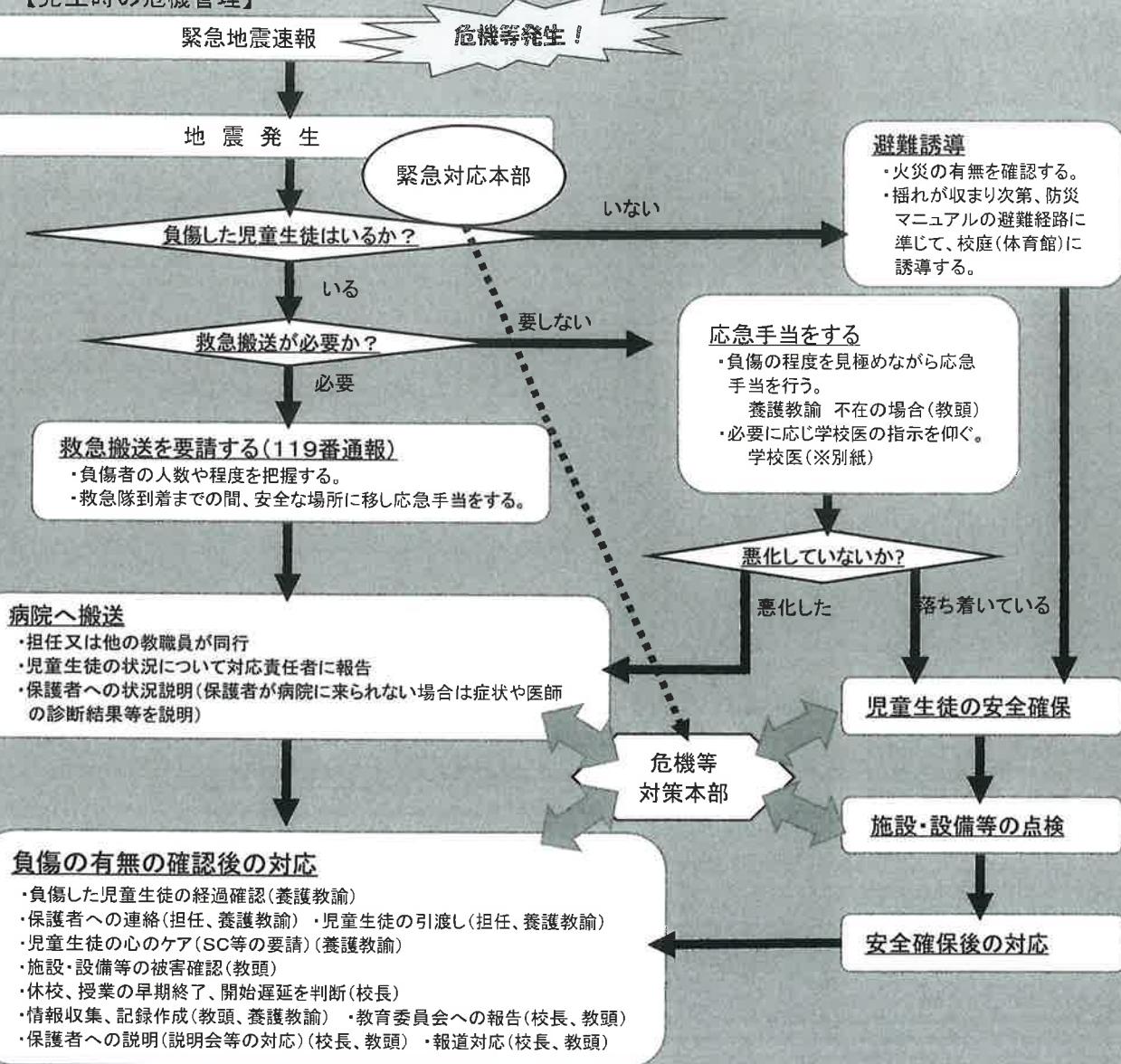
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備 □児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応 □学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □再発防止策の検討 □報告書の作成 □教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □危機管理マニュアルへの反映 □ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □防災教育(振り返り)の実施

留意事項(地震)

項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	<p>◆学校防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震に対する備え ○地震発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。教職員が地震災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておくことが必要である。(※1) ○緊急地震速報の受信に関して、校内設備の整備を進め、整備の実施までの間は教職員個人の携帯端末などの活用を図る。
	<p>◆防災教育・避難(防災)訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練について、機会を捉えて行う。
	<p>◆児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な地震が起った後など被害が甚大な場合は、停電や電話回線の混雑により学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておくことが必要である。 (例) ・電話連絡網 ・学校のホームページ ・メール一斉配信 ・災害用伝言ダイヤル(171) 等
	<p>◆保護者への引渡しの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要となる。保護者と連絡がとれない時の引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要となる。
	<p>◆夜間・休日等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく必要がある。(※2) ○参集後は、児童生徒の安否及び学校の被害状況を確認するとともに、地域の被害状況によっては住民が学校に避難してくることも想定しておく。(※3)
	<p>◆施設・設備の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が地震の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、備品の固定や整理整頓などの管理に留意する。また、校舎内の設備や備品だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要である。
発生時の危機管理	<p>◆地震発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震による揺れや緊急地震速報の報知音が聞こえたら、児童生徒に対し、机等を利用して、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守る指示をする。揺れが収まるまでは待機させる。 ○気象庁が発表する地震に関する情報を確認する。
	<p>◆避難指示及び児童生徒の状況把握、負傷者確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一次避難場所(校庭)へ ○本震の揺れが収まった後、児童生徒の状況確認(教室以外にいる者や負傷者等を確認)し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導・搬出等を行う。校庭が天候等の理由により避難に適さない場合は体育館などへの避難を行う。また、避難移動を行うことが危険を伴う場合もあるため教室等に児童生徒を待機させることも事前に検討を行つておく。 ◆校庭が危険な場合は二次避難場所へ ○周囲の被災状況や火災発生等の災害を考慮し、近隣の二次避難場所への避難等を行い、児童生徒の安全確保を最優先とする状況に応じた対応を行う。

	救急搬送要請	<p>◆緊急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内とともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

※1 地震による二次被害を想定した準備

地震発生後に起こる二次災害は次のようなものが考えられます。これらの災害には地域性があり、活動場所の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起こりやすさが変わってきます。学校外での児童生徒の活動場所に応じて、どのような二次災害が起こりうるかを想定し、避難方法等の指導をしていく必要があります。

(例：「栃木県には海がないので津波の心配はない。」という固定観念は間違い。修学旅行等で海のそばには行きませんか？自分が一生、海のない地域で生活することは限らない。)

想定すべき二次災害の例			
津 波	・海からの津波	・河川を遡上して堤防を越えてくる津波	
火 災	・学校からの出火	・周辺の地域からの延焼、類焼	
余 震	・建物の崩壊	・非構造部材の落下、転倒、移動	
その他の災害	・土砂災害 ・水害(堤防決壊、ダムの決壊など) ・雪害(雪崩など)	・液状化 ・地盤(沈下、亀裂など) ・火山噴火 ・原子力災害	

※2 教職員の非常参集体制と安否確認

地域の震度	参集体制	安否確認	
		児童生徒の在宅時	登下校時
6弱以上	第四次参集	電話連絡	通学路等の巡回
5強 5弱		(電話が不通の場合は、家庭や避難所を訪問)	
4被害あり	第二次参集	行わない	行わない
4	第一次参集	行わない	行わない

・参集体制に当たっては、各学校の実情に応じた動員体制を作成する。

・自らが被災している場合には、自らの安全を確保した上で業務に当たる。

※3 学校が避難所となる場合の対応

災害時に学校が避難所となる場合、その運営は本来的には市町の防災担当部局が責任を有するもので、教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化に努めることです。

しかし、教職員の勤務時間内に災害が発生した場合、避難所運営の体制が整うまでの間は、教職員が中心となって避難所開設に向けた対応をしなければならない状況も考えられます。

また、夜間や休業日などに災害が発生する場合も考えられることから、事前に市町の防災担当部局や地域住民等関係者・団体等と体制の整備を図ることが必要です。

弾道ミサイルの発射への対応

令和7年4月版

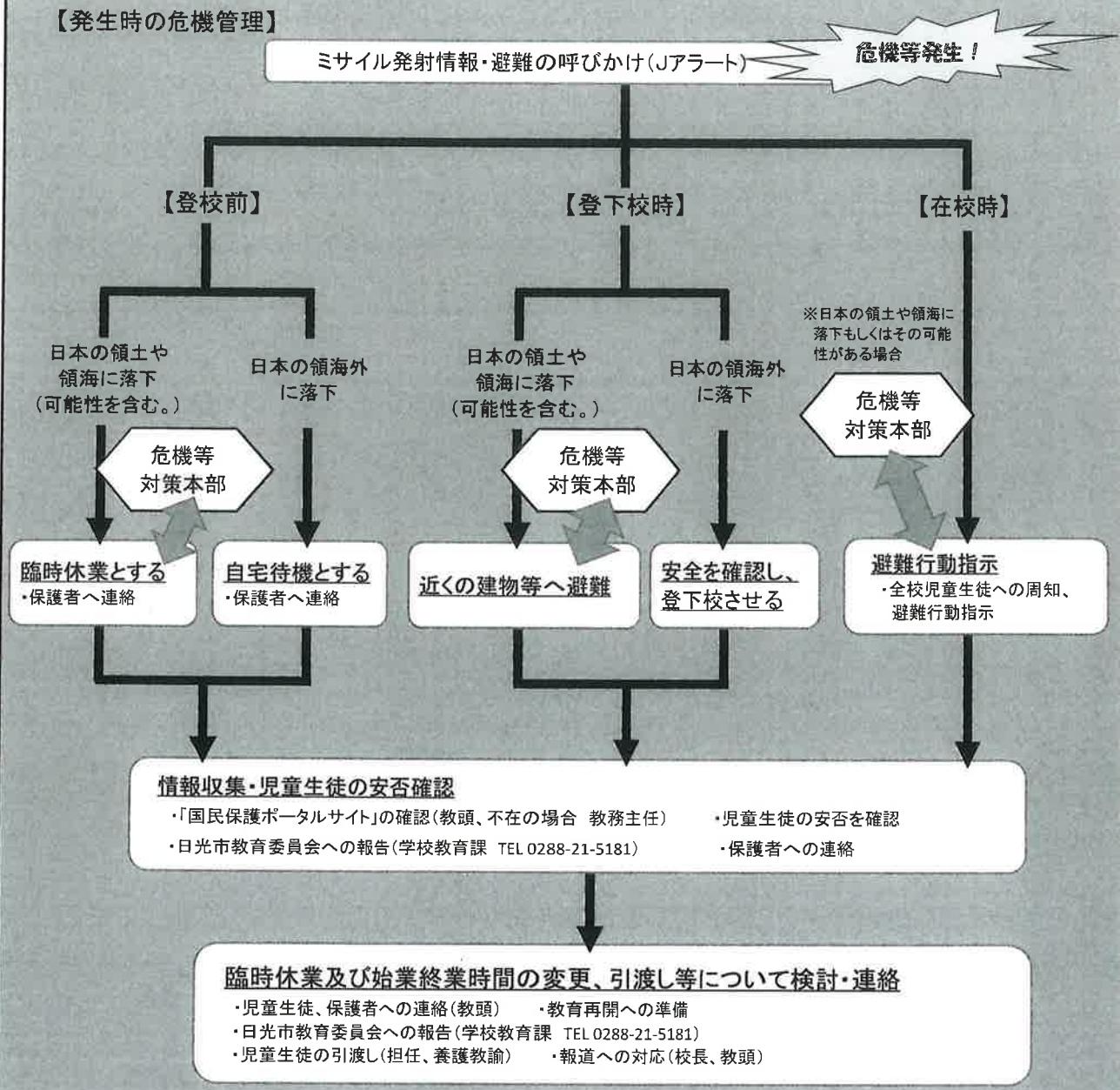
【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、児童生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 児童生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、児童生徒の安全確保を図る。

【事前の危機管理】

- 児童生徒、保護者等への連絡体制の整備
- 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

留意事項(弾道ミサイルの発射)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	学校における危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒、保護者、教職員及び関係機関(警察、消防、教育委員会等)との連絡体制を整備し、教職員に周知する。 ○緊急時における各教職員の役割(情報の収集・発信、避難誘導等)を明確にし、円滑に行動できるようにするとともに、危機管理マニュアルの実効性が高まるよう整備する。 ◆児童生徒の安全確保の方策についての共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ○状況(登校前、登下校時、在校時等)ごとに避難方法や避難場所等を確認し、速やかな行動が取れるよう避難訓練を通じて指導する。 ○緊急時における児童生徒の引渡し方法等について確認しておく。
	児童生徒への指導・保護者への周知	<ul style="list-style-type: none"> ◆速やかな避難行動指導 <ul style="list-style-type: none"> ○必要な知識や考え方等を伝え、緊急時には情報収集に努め冷静に行動できるよう指導するとともに、緊急時には保護者や学校に自己の安否情報を伝えるよう指導する。 ◆行動方法や学校の対応等の保護者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ○Jアラートに係る対応や連絡方法等について、通知等により保護者に周知するとともに、緊急時における学校と家庭との連絡方法を複数確保しておく。 ※児童生徒、保護者を必要以上に不安にさせることがないよう配慮する。
発生時の危機管理	様々な場面における避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ○教室等、校舎内にいる場合は窓からなるべく離れ、床に伏せたり、机の下に入ったりして頭部を守る。校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。 ◆校外活動中の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○頑丈な建物や地下等に直ちに避難するよう誘導する。 ○自由行動中など教職員がすぐそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前指導しておく。 ○そのとき入手した情報に基づき児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。 ○スクールバス等に乗車している場合は、ガソリンに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難するか、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動を取る。なお、車外に出ることが危険と判断される場合には、車内で姿勢を低くし頭部を守ることも考えられる。 ◆自宅にいる場合 <ul style="list-style-type: none"> ○安全確認ができるまで待機し、身の安全を確保する行動ができるよう指導する。
	臨時休業や始業就業時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◆平常どおりの判断 <ul style="list-style-type: none"> ○上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味することから、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。 ◆臨時休業等の判断 <ul style="list-style-type: none"> ○判断の際には、「国民保護ポータルサイト」等で情報を収集し判断する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ◆重大な事故等の発生 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。

学校に対する犯罪予告への対応

令和7年4月版

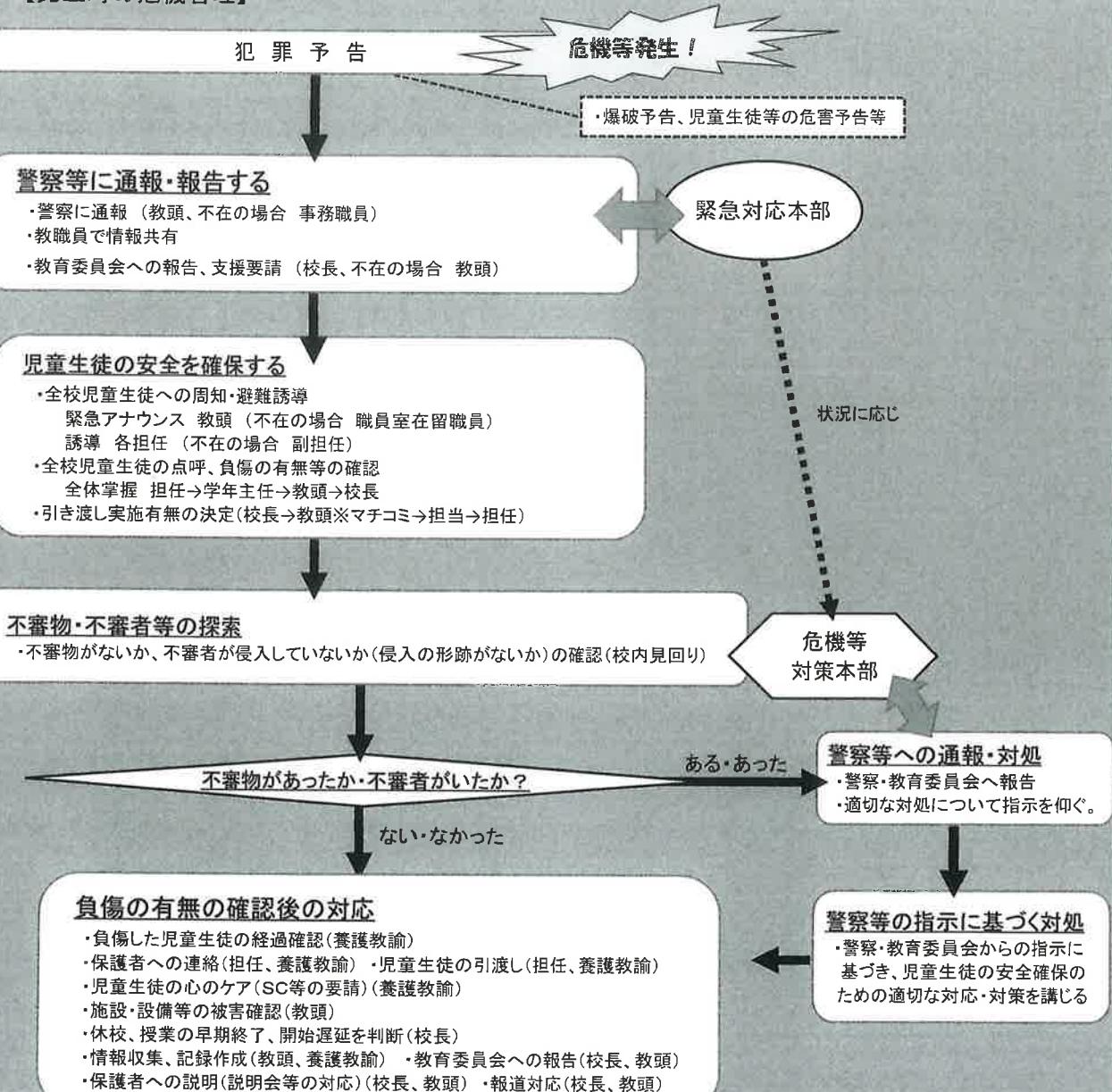
【対応方針】

- 警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- 警察等関係機関との連携体制の構築
- 備品管理の徹底 □ 出入口の施錠
- 校内情報伝達体制の整備
- 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施
- 栃木県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集（逮捕情報等）
- 関係機関への報告書作成
- 危機対応の検証
- 繼続的な心のケア
- 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

留意事項(学校に対する犯罪予告)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察との連携体制 <ul style="list-style-type: none"> ○学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から警察との連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	防犯の視点による安全点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯の視点による施設・設備の点検例 <ul style="list-style-type: none"> ○不審者侵入防止用の設備 ○警報装置、監視システム、通報機器等の作動 ○避難経路の複数確保 ○出入口の施錠状態 ○通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な場所への誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○警察等へ通報・報告すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	<ul style="list-style-type: none"> ◆速やかな情報共有と収集 <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪予告に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や教育委員会へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ◆重大な事故等の発生 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

野生動物の出没への対応

令和7年4月版

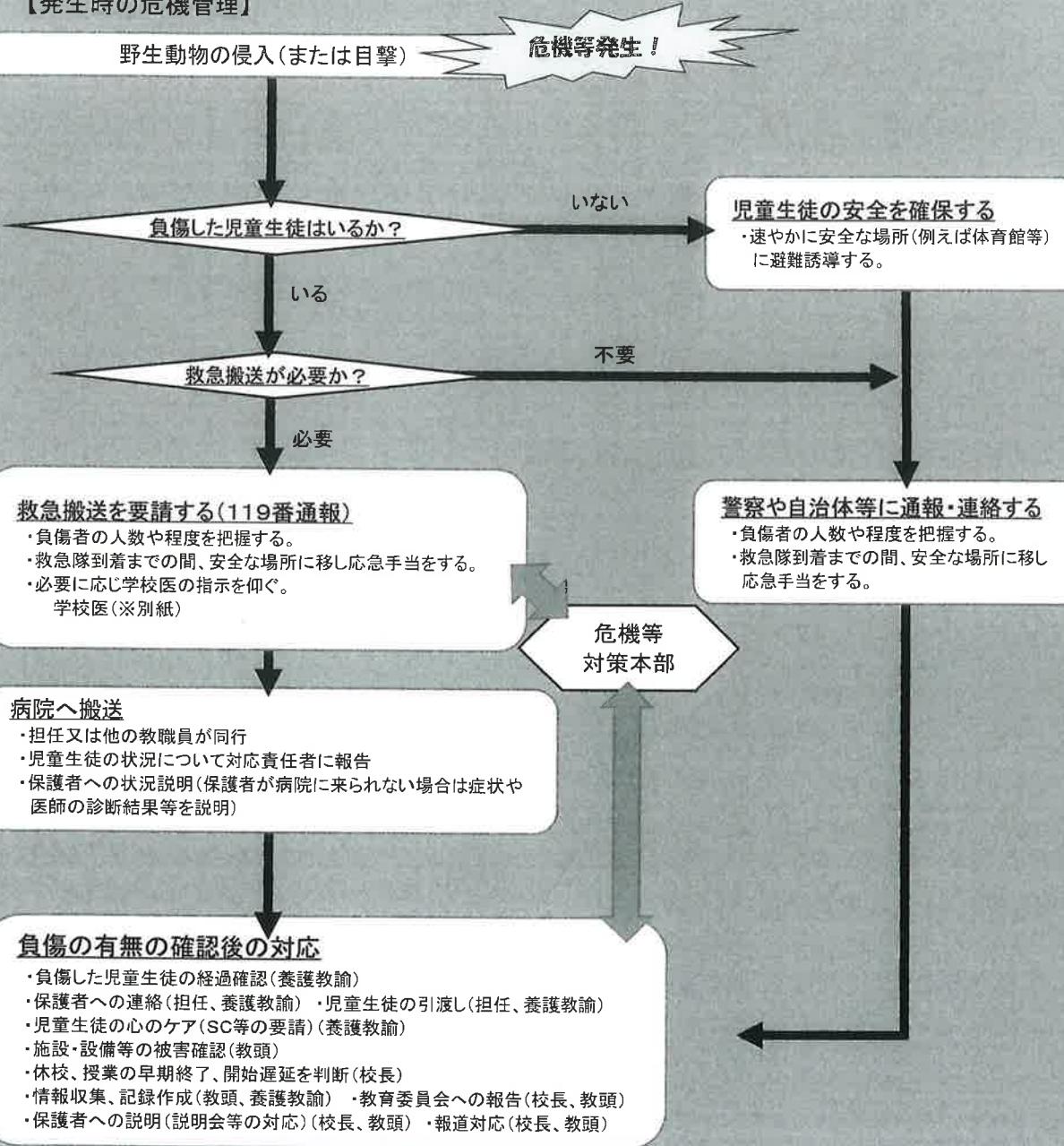
【対応方針】

- 野生動物による児童生徒への被害(怪我等の人身被害や病原体の侵入)を防ぐ。
- 野生動物の校内への侵入を防止するため、学校環境の整備に努める。

【事前の危機管理】

- 学校環境の整備 警察や自治体との連携体制の構築 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 野生動物の特性の理解 近隣に存在する野生動物の把握

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 繼続的な心のケア 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

留意事項(野生動物の出没)

項目		各項目における留意事項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察との連携体制 <ul style="list-style-type: none"> ○野生動物の侵入があった場合、警察や自治体等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○近隣の学校等にも影響がある場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	学校環境の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆野生動物侵入防止の視点による施設・設備の点検例 <ul style="list-style-type: none"> ○野生動物侵入防止用の設備 ○避難誘導経路の複数確保 ○校舎内侵入防止のための施錠状態 ○誘引物(生ゴミ、廃棄野菜、農場資材等)の除去・整備
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な場所への誘導 <ul style="list-style-type: none"> ○警察や自治体等へ通報・連絡すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	<ul style="list-style-type: none"> ◆速やかな情報共有と収集 <ul style="list-style-type: none"> ○第1目撃者は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や自治体等へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
事後の危機管理	負傷者がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆同行者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者がいた場合は、応急処置をするとともに、必要に応じて救急搬送を要請する。病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果、病院での保護者とのやりとり内容、児童生徒の翌日の対応(入院か、通院か、学校に来られるのか、様子を見て決める等)を確認する。その内容を、対応責任者に報告する。 ○保護者に学校の状況を聞かれる場合もあるため、対応責任者から情報を収集し、保護者に伝える。
	救急搬送要請	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急搬送要請 <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後危機管理	継続的な心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ◆重大な事故等の発生 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<ul style="list-style-type: none"> ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。